

第6回府中市行財政改革推進プラン検討協議会の開催結果

- 1 日 時 平成29年9月14日（木）午後2時～午後5時
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階 第4会議室
- 3 出席委員 5名（五十音順）
上野和憲委員、木村俊介委員、熊谷麻貴子委員、澤田浩宜委員、
曾我好男委員
- 4 出席職員 田中財政担当参事、石堂財政課長兼行財政改革担当主幹、
武澤財政課主査兼行財政改革担当主査、長谷川財政課主任、
矢部防災危機管理課長、鈴木防災危機管理課長補佐、
前澤協働推進課長、金崎協働推進課長補佐兼都市交流担当副主幹、
阿部地域福祉推進課長、三浦地域福祉推進課長補佐、
新藤財産活用課長、目黒財産活用課長補佐、
赤岩職員課長、渡邊職員課長補佐、
柳下保育支援課長、吉本保育支援課長補佐兼待機児解消・保育行政改
革担当副主幹、
中村保険年金課長、笹岡保険年金課長補佐、
関田納税課長、青木葉納税課長補佐
- 5 傍聴者 なし
- 6 内 容 (1) 議題
ア 新行財政改革推進プラン（個別プラン編）の内容について
[その3]
(2) その他
- 7 配布資料 資料18 新行財政改革推進プラン（個別プラン編）の目次案
資料19 新行財政改革推進プラン（個別プラン編）素案 [その3]
参考10 主要個別プランの修正内容 [その1]

○事務局 それでは、改めまして、皆様、こんにちは。ちょうど定刻となりましたので、ただいまから第6回府中市行財政改革推進プラン検討協議会を開催いたします。

なお、本日の会議には、後ほどご審議いただく個別プラン編の担当課の職員が交代で出席いたしますので、ご承知おき願います。

それでは、進行につきまして、会長、よろしく願いいたします。

○会長 皆さんお忙しい中、ご苦労さまです。それでは、第6回の検討協議会を開催します。初めに事務局に確認しますが、本日、傍聴の申し出はありますでしょうか。

○事務局 本日は、傍聴希望の方が1名いらっしゃっております。

○会長 皆様にお諮りします。傍聴の申し出がありますが、傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。それでは、事務局は傍聴の方を会議室にご案内してください。

(傍聴者 入室)

○会長 それでは続いて、委員の皆さんの出席状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 本日も全ての委員さんにご出席いただいておりますので、こちらの会議につきましては有効に成立しております。

○会長 ありがとうございます。それでは、次第の内容に入る前に、前回会議録の確認をしたいと思います。既に委員の皆様には事前に送付をしていますが、何か修正等の連絡は事務局にありましたでしょうか。

○事務局 複数の箇所につきまして修正のご連絡があり、本日改めて修正版の会議録を配付しておりますが、全て文言の修正で内容の変更はございませんでした。なお、今後お手元の修正版の会議録で公開の準備を進めさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。それでは、前回会議録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページで公開することとします。

それでは、続いてお手元の次第に従って議事を進めますが、初めに事務局から資料の確認をお願いします。

○事務局 それでは、確認をいたします。本日の資料は資料18「新行財政改革推進プラン（個別プラン編）の目次案」、資料19「新行財政改革推進プラン（個別プラン編）素案[その3]」につきましては、開催通知とあわせまして事前に配付をしております。また、事前に配付済みの資料のほか、本日追加した資料といたしまして、参考10「主要個別プランの修正内容[その1]」につきまして、本日、机の上に置かせていただきました。また、

資料19に関する補足説明及び前回の会議でご質問いただきました、附属機関等の公募委員の状況につきましても、補足資料として本日配付をしておりますので、後ほどの審議の際にご参照ください。これらの資料につきまして、不足等はございませんでしょうか。

○会長 よろしいですか。

○事務局 それでは資料の確認につきましては以上でございます。

○会長 この確認ですが、参考の10というのは、これまでのヒアリングを踏まえて説明をした原価の方で、ヒアリングの結果を踏まえて修正を加えたものということでしょうか。

○事務局 前回及び前々回の第4回及び第5回の協議会で提出をさせていただいた資料のうち、担当課の方と調整をして、修正を加えたものでございます。なお、修正箇所につきましては、赤字で表記をしております。

○会長 ということのようですので、委員の皆様には修正箇所等について目を通していただいて、また、さらにご質問やご意見があれば、今日の審議の時間中にまた時間をとりたいと思いますので、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは本日の議題に入りたいと思います。

まず初めに、議題1の推進プラン（個別プラン編）の内容[その3]について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はじめに、個別プラン編の全体像につきまして、説明いたします。恐れ入りますが、資料18「新行財政改革推進プラン（個別プラン編）の目次案」をご覧ください。

こちらが個別プラン編の目次の案でございます。4つの大きな柱の下に11の取組と45の個別プランが連なる構成を予定しております。なお、表の右から2項目目に“主要プラン”の欄を設けておりますが、こちらは、裏面2ページの備考欄に記載のとおり、特に重要性が高く具体性のある個別プランとして20件を選定しております。選定に当たっては、表の左側の欄でございます。新規性、上位計画である総合計画の重点プロジェクトとの関連性、歳出削減や歳入増加の見込みのほか、この協議会での前回までのご議論などを総合的に勘案いたしました。一方、こちらの欄が空欄の個別プランにつきましては、行財政運営上継続的に実施するものや、現時点ではスケジュールの詳細が定まっていないものであり、前回までのご意見も踏まえまして、この協議会では主要な個別プランに絞ってご審議いただければと存じます。なお、■印の個別プランにつきましては、他の附属機関等で審議するため、除外しております。

全体像の説明は以上でございまして、本日は、表の一番右側の“協議会審議”欄に下線付きで“第6回”と表記しております9つの個別プランにつきまして、前回までと同様に、1件ずつ区切ってご審議いただければと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長 もう少し、表頭の説明をしてもらった方がいいと思うのですが。要はこの網かけをしてある「主要プラン」というところに●が振ってあるものが、今回の個別プランの主要項目、一応事務方としてはそういう整理を試してみたということではないのでしょうか。

○事務局 今、会長のおっしゃったとおりでございます。

○会長 従って、この主要プランでとりあえず事務方案としては、行財政改革に関わりがあるプランとして、重要性が比較的高いものについてこの●を振ってある。その中には4回目からヒアリングをやっているわけですが、今日6回目で、今日ヒアリングをする項目も含まれているということですね。それから、補足的にその左側の表頭のところですが、「新設項目」というのが、これが今回のプランで項目としては新設して、初めて項目を設けて計画事項にするというものがこの「新設項目」ということではないのですか。

○事務局 こちらの「新設項目」につきましては、現在の行財政プランにはなく、新たに設定するものでございます。

○会長 それから、その次の「重点P」というのは、これは行財政改革に関わらず、今、市の総合計画で重点項目としているものについて●をしている。従って、必ずしも中には行財政改革には直接関わりがないものも含まれている、そういうことではないのですか。

○事務局 重点プロジェクトにつきまして、総合計画の他の分野、例えば、福祉ですとか、教育ですとか、そのような分野の中で幾つか対象となるものを選定している状況でございます。そのうち、行財政運営分野に関わる、こちらの行財政改革推進プランの個別プランに載せるものの中で、その重点プロジェクトに該当しているものに●印を振っているという状況でございます。

○会長 それから、「歳出削減」、「歳入増加」というのがありますが、これは、要は行財政改革の中で、歳出を減らす要素と、歳入を増やす要素と両方必要だろうというのが当初の考え方なので、それに関わり合いが深い項目に●が振ってあるということですね。

○事務局 「歳出削減」及び「歳入増加」の項目につきましては、現時点で額まではっきりしないものもありますけれども、最終的に進行管理していく実施段階では、そういった効果額が出るということが現時点で見込まれるものにつきまして●印をつけている状況で

ございます。

○会長 ということのようですので、それで、一応事務方の方で少しめり張りをつけて今回のプランを作った方がいいということで、そういう一次案といいますか、主要プランを、いわば優先度が高いものをピックアップしてもらったということになります。この項目の中に、今日ヒアリングするものもありますので、今日ヒアリングをしていただいて、その上で最終的にこういう項目を今回のプランの主要項目にしていかがうか、あるいは違う項目も加えたらどうかとか、そういう点についてもまたご意見をいただきたいと思います。そういう進め方でよろしいですね。

○事務局 ただいま会長にご指摘いただいたとおりでございます。本日の議論もそうですし、前回、前々回でまた気になる点がございましたら、次回、第7回会議におきまして、一度答申案ということで全体の像をお示しする予定でございます。その際にまたご意見をいただいて、調整を進めるというような流れを想定しております。

○会長 ということのようですが、資料18につきまして、この段階で何かご質問・ご意見はございますでしょうか。一応ヒアリングを今日まで全部終わった上で、また次回、審議の時間を設けたいと思っております。

○委員 質問をよろしいですか。こちらの個別プランの内容の中で、前回の前期の26年から29年のプランに載っていたけれども、なくなっている部分があると思うのですが、そちらは継続という表現のものもありますが、引き続きそれは継続されるという理解でよろしいのでしょうか。それとも、もう目標は達成したから、それは廃止をするという考えということでしょうか。その辺を教えてくださいませんか。

○事務局 今のご質問いただいた件でございますけれども、現在の行財政改革推進プランに載っていて、そのまま継続するものにつきましては、資料18の区分欄のところで「継続」という表記をしております。また、継続なのですが、一部方向性を変えて名称を変更するものにつきましては、個別プランでは「継続(変更)」、こちらの資料18では「変更」という表記をしております。

しかし、現在の行財政改革推進プランに掲載している個別プランの中でも、今委員さんの方からご指摘がございましたように、役割を既に終えたものですか、他のものと統合して一括で進めた方が行財政改革として進めやすいというものにつきましては、整理をしているという状況でございます。

○会長 何か委員の方で気になる具体の項目はございますか。

○委員　そうですね。具体的な項目。健全な財政というところで、29年までのプラン中に、公債費の抑制という項目が挙がってしまっていて、こちらは目標10%以内というので、常にずっと過去も達成しているということではあるのですが、将来、収支のバランスが悪くなっていった時に、またこの公債費については大きな問題になると思いますので、これは引き続き重点項目として残した方がいいのかなというのを思いました。

　あともう1個、前の25年のプランを拝見した時に、そこでは財政の見通しということで、計画期間の4年間の見通しを作成されたりするというのをプランに掲げられていました。総合計画とかにもその見通しが公表されているのですが、そちらも公債費の抑制とはセットで重要な、常に見直ししていかなければいけないことなのかなと思います。それは全体的な個別プランというよりかは、全体を、個別の歳入の確保、歳出の削減ということをトータルで目標値的な見通しを見ていくという意味で重要なポイントなのかなと思います。そちらは残していただいた方がいいのかなと思いました。

○会長　もし、何かあればですけども、委員のご意見は非常に重要な点だと思いますので、今日は委員の方々にもご意見をいただいて、それを踏まえて、また事務局の方で再度整理をしてもらいたいと思いますが、今の時点で何か事務局から補足説明はありますか。

○事務局　済みません。2つ目の財政の見通しにつきましては、一度案の形で以前にもお示しさせていただいております、そちらも現時点でその後の色々な状況も踏まえて固まったものにつきましては、次回の会議の際にお示しをさせていただく予定でございます。

　もう1つの公債費の関係でございますけれども、実は総合計画の第6次の後期基本計画の中で、こちらの施策も指標として掲げている状況でございますので、本市としてはこちらは押さえていくということは引き続き取り組んでいきたいと思っております。しかし、行財政改革推進プランが個別の計画として、その具体的な目標に対する取組を1つの個別プランとして詳細にわたって記載するのはちょっと具体性がないかなというところで落としたという経緯ではございます。しかし、委員さんがご指摘のとおり、本市としてもその数字については常に気にしながら進めていく必要があると考えておりますので、より上位の計画の中でそういったことを定めて、今後4年間も取り組んでいくという考え方を持っているという状況でございます。

○会長　実際のそのプランの、今回つくるプランの本文の中に盛り込んでもいいのではないかと思いますけれども。大変重要な点なので、しっかりと数値的にグリップしていくと思いますか、そういう点は重要な点だと思いますので、またその本文の検討の中で、そう

いうものを盛り込めるように検討してもらいたいと思います。

○事務局 現在、検討しているところでございます本文のところでは、今、委員さんからご指摘いただいた内容ですとか、会長からお話があったような内容について設定していくという考え方ができるかと思っておりますので、ちょっとお時間をいただいて検討させていただければと思います。

○会長 よろしくお願ひします。他に何かございますか。

○委員 例えば、2の経営的な視点に立った市政運営の取組4の(2)の「団体に対する補助金の適正化に向けた総点検の実施」では、主要プランに●が打たれているのですが、「歳出削減」「歳入増加」にはどちらも○がありません。また、今日の話題になるところの同じ1/2ページの取組6の(3)の「働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進」も、これは新規ですが、やはり「歳出削減」、「歳入増加」のどちらにも○がありません。主要プランなのですが。「歳出削減」「歳入増加」の何れにも○がないのだけれども、主要と位置付けている根拠というのはどうなっているのでしょうか。

○事務局 こちらの主要プランの選定の考え方でございますけれども、歳出削減と歳入増加が必ず必要な条件とは考えておりませんので、このような新規の取組ですとか、重点プロジェクトの対象となっている取組の中でも、中身が、計画性が高いような内容につきましては、主要プランという形で選定しているものはございます。

ただ、一番初めにご指摘をいただきました補助金の関係につきましては、ちょっと現時点でどこも○がついていない状況でございますので、一応ちょっとイレギュラーな形となっておりますが、こちらの協議会のこれまでのご審議の中でこの取組については今後しっかり力を入れてやっていくべきだというご意見もいただいておりますので、現時点の案としては主に○をつけているという状況でございます。ただ、委員さんのご意見のとおり、ちょっと他との整合性が悪いということであれば、例えば、これは主要から外すという考え方もできなくはないかなと思っております。

○会長 そこは今の点はむしろ逆で、29年度から歳出削減に結び付くような努力をしようというのではないのでしょうか。要するに、昨年度方向性は出しているわけで、前回は議論になりましたけれども、29年度から実現できるものはできるようにしようべきではないかという意見を出しているわけで、そこはいかがですか。

○事務局 こちらにつきましては、前回確かにご意見をいただいておりますので、今年度及び来年度にかけて総点検という評価の作業を実施する予定でございます。ただ、確か前回

のご意見の中で、削減の目標を掲げられないかというご意見をいただいているのですけれども、この総点検に取り組むそもそもの考え方といいますか、経緯といたしましては、通常の予算審査で、例えば、3%とか5%とかという削減目標を掲げてやる作業とは別に、本質的にその団体に対する補助金がどうなのかですとか、そういった団体のさまざまな活動について、検証する機会が必要ではないかというところで、こういった機会を数年に1度設ける必要があると考え、実施をしているといういきさつがございます。

従いまして、結果としては恐らくこの評価作業をやって見直しをかけた時には、そこでは削減になるのかなと思うのですけれども、なかなか事前に幾ら減らすためにやるという形でのスタートがちょっと難しいというところで、現時点ではこの歳出削減の項目には印を打っていないという状況でございます。

○会長 そこは財政課長さん、いかがですか。29年度からできるものやっていくということは難しいのでしょうか。

○事務局 会長がおっしゃるとおり、これは去年の協議会の答申をいただいて、今年度、市としても取組をどうしていくかというのを、具体的に準備を進めているところですので、できるところから順次進めていく、そのような考え方はあります。

ただ、前回政策課がこの帳票を出した時に、削減額が現状と変わらないという帳票を出していたかと思います。これは、単純に削減ありきとか、削減だけというのではなくて、複数年に一度ちょっと深い審査をして、今の時代にあった適正なものなのかというのを見ていく作業を重点的にやろうという意図があります。昨年度いただいた答申の考え方も踏まえてそこは順次やってはいくのですけれども、今現在それを明確に削減額としてあらわすのが難しいということだと思います。財政課としてはそれが結果的に削減に結びついてくれば、全体の予算の編成が楽になってありがたいところではあるのですけれども、そういったところがありますので、この評定はこのような記載にしつつ、かつやはり重要な事業だということで重点に●をさせていただいたというものでございます。

○会長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 本協議会に参加されている方で府中市補助金検討会議の委員もされた方がいらっしゃり、府中市補助金検討会議での検討内容等を伺っていると何故「歳出削減」「歳入増加」の何れにも○がついてないのかなってちょっと思ったので。

○会長 そうですね。やはり引き続き努力をしていただきたいと思いますね、この点については。

○委員 それについて、過去の事務事業点検や補助金の審査委員会で見直しが必要だと

いう指摘がありながら、改善、対応ができていないというのが過去の課題だということをお伺いしていたので、目標としては見直しを指摘されたものは単年度で見直しを実行するというところに、それが結果増えるのか、減るのか内容によって結果はどうかかわからないのですが、指摘した事項は早期に見直しを実践するというところに目標、重きを置いてやっていただくのがいいのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。委員の方々から大変貴重な意見をいただいていると思いますので、ぜひ事務局におかれては、そういう趣旨を踏まえて引き続き努力をしていただきたいと思います。

それでは資料18については、一応一区切りさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは本日の次の議題へ移りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。資料19ですか。資料19について、審議を進めていくということによろしいわけですね。

○事務局 はい。

○会長 資料19で、この順に沿って説明していただくということをお願いをしたいと思います。ではお願いします。

○担当課 それでは資料19のプラン番号1-3-3の②「地域で支えあう仕組みづくり」自主防災連絡会につきまして防災危機管理課からご説明いたします。こちらの事業につきましては新規事業になりまして、ちょっと順番があれなのですが、中ほどの「現状と課題」というところを見ていただいて、昨今の災害の教訓といたしまして、特に発災直後につきましては公助の限界ということもありまして、改めて自助、共助の重要性が注目されてきている。こういった状況から、市民自らが自助、共助の重要性を認識し、防災活動を展開していく必要があるというところから、その上の段になりますが、市民が主体的に災害に強いまちをつくり上げる活動につなげることを目的といたしまして、平成28年6月に市内の自治会町会管理組合を対象といたしまして、自主防災連絡会を文化センター圏域ごとに創設をいたしました。

こちらにつきまして目指す姿ですが、市民1人1人が日ごろから災害に備えるとともに、自助・共助について理解し、大規模災害時には、地域の助け合いで的確に行動できるようになっているといったところを目指す姿としております。そのための具体的な取組といたしまして、参加自治会等における安否確認の体制が確立されているところを目指します。そちらの指標として、参加自治会等の安否確認の体制が確立されている割合ということを設定しております。現状値につきましては、申しわけありません。今ちょうど調査中でご

ざいまして、こちらの数字ができ次第、またこちらは入れさせていただきたいと思っています。目標値につきましては、目標の最終年度に100%を目指していきたいということになっております。

最後に実施内容でございますが、市といたしましてはこの連絡会を通じて各自治会等が、自主的に防災活動が展開できるように活動の支援を行ってまいります。今後の取組といたしましては、各自治会等の課題を踏まえ、具体的な防災対策を検討し、防災行動計画を作成、実行していくということになっております。

この計画策定に当たる市の支援の具体的な内容といたしましては、現在の取組状況を把握するためのチェックリストの配布や、活動を周知するためのチラシの作成、また自治会等が取り組むテーマに沿った事例紹介、マニュアルや計画立案のひな形などの配付などの支援を行っていく予定としております。

説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。では、委員の方々からご質問・ご意見があればいただきたいと思います。最初に私の方で基本的なことを伺いますけれども、委員の方々の方がお詳しいと思いますが、自治会の数というのは今幾つあるのですか。

○担当課 今、市内全体で400ほどございます。

○会長 そうすると、これは最終的にはその400の自治会それぞれが計画を策定して、それから計画に基づいて防災対策を実施する、それを支援するという、そういう事業になるということですか。

○担当課 一応そこを目指しているところなのですが、自治会町会管理組合さんに参加をいただいているということで活動しているところなのですが、実際、全部の自治会町会管理組合さんが参加をいただけている状況ではないということも現状としてはありますので、なるべくもちろん参加をいただけて、その全部の自治会さんに加わっていただけて、その計画を立てていきたいということで進めてはいるところでございます。

○会長 そうですか。あともう1点、平成31年度からと書いてある、各種防災対策というのは、これは具体的に何を指しているのですか。訓練等ですか。

○担当課 自主防災連絡会なのですが、平成28年度を初年度としたまず3年間で1回防災計画を自治会ごとにつくって、1回実施してみましようということで3年計画の今、平成29年度だから2年目という形になりまして、今回につきましては、行動計画をまず策定してみましようという形になっております。30年度以降につきましては、その計画に

基づきまして、実際に計画に基づいた防災に対する取組を各自治会ごとにとっていただいた上で、その内容を検証し、31年度以降には続けていくというような、大まかなイメージとなっております。

○会長 ですから、この防災対策というのは具体的には何を想定しているのですか。

○担当課 今言ったとおりですので、これから考えていくという形になっておりますので、具体的に何というのは今のところはございません。

○会長 そうですか。では、委員の方々からも何かご質問・ご意見があればお願いします。

○委員 自治会の現状を把握、情報を集める具体的な方法というのはもうある程度、個別に400を全部聞いて回るイメージでしょうか。それとも何か、もともとネットワークのある、例えば、福祉の方で弱者の方を把握されている民生委員の方と連携して、その辺りの全体像を把握するような計画があるとか、そこら辺のことを教えていただけますでしょうか。

○担当課 全部の自治会を対象にということなのですが、現状、全ての自治会さんにご案内をして、その連絡会、いついつありますということで集まっていただいて、この連絡会を開催しているという状況なのですけれども、そこにまだ参加していただけていない自治会さんというのがあるのですが、ここの指標としているのは、この連絡会に参加をいただいている自治会さんが分母という形で、参加いただいている自治会さんの中で安否確認の体制が確立されるのが100%を目指しますという意味なので、その今言われた参加をまだされていないような自治会さんもあるということもありますので、そこはまたなるべく来ていただけるような形でご案内をしていきたいと思っております。

○委員 基本的なことですけれども、まず文化センターの圏域というのは全体で幾つあるのでしょうか。

○担当課 11になります。

○委員 11、ありがとうございます。それで、今のご説明ですと、まだもちろん全部の自治会が参加していないということなのですけれども、もう既に参加されている自治会もあるわけですよね。そんなところで、安否確認の体制が確立されている割合を現状値と目標値で挙げておりますけれども、現状値は今、調査中ということなのですけれども、具体的にどんな安否確認体制が確立されているかという、全部のところではなくていいのですけれども、何か例としてこんな安否確認体制が確立されているという事例がありましたら、ちょっとご紹介いただきたいです。

○担当課 現状、安否確認体制が確立されている割合ということで、こちら指標を挙げさせていただいたところですが、ほとんどなされていないというのが現状です。具体例としてやっているところというのは、主に比較的大きなマンションにつきましては、管理組合がしっかりしていますので、そういったところでは安否確認のために必要なドアの外につけていただく印をつくって、どういうふうに取り扱うというのを決めていただいているところは、数は少ないのですけれどもございます。具体的な例といいますとそういったところがほとんどでございます。

○会長 私、聞き落としたかもしれないのですが、全体の自治会が400なわけですね。参加自治会の数というのは幾つなのですか、現段階で。

○担当課 今のところ180団体ぐらいの数になります。

○会長 そうすると、この目標値がパーセントになっているというのが少しわかりづらいのですが。目標値が何団体と絶対数を増やしていく。つまり、参加自治会の数を増やしていくという目標値であればわかるのですけれども、この目標値というのは参加自治会の数も増えていく。さらにその中で安否確認をやる参加自治会の割合を増やしていくという、両方を意味しているわけですか。そこが少しわかりづらいのですが。平成33年度には参加自治会の数を何団体にしようとしているのですか。

○担当課 ご指摘のとおりで、現在の参加自治会については、というか、参加していただいているところについても、毎回の研修会議の記録等は送らせていただいて、いつでも参加できるように情報の方は提供しているところでございます。

ということで、参加自治会等についても今180ほどと言いましたけれども、そのとおりで、本当に「ほど」ということで、これからも増えていっていただきたいというのがあるのと、少なくともその参加していただいているところについて、安否確認ができるように100%ということで、会長がおっしゃるとおり、目標としては1つなのですから、母体となる数字は変化していくということで考えております。

○会長 最低限、平成33年度に参加自治会を幾つにするという目標を設定してもらった方がいいと思うのですけれども。その上でそれが全部安否確認体制をとるという。それはできないのですか。

○担当課 現在、11の文化センター圏域ごとにこちらの方を作っているところですが、文化センター圏域ごとによりまして、参加自治会、管理組合の数が全く異なる、自治会という名で作っているところもあるのですけれども、その運営実態は大きく異なると

ころがございますので、現在、文化センターごとの目標数値というのは作らない方向で考えております。

○会長 何かご質問・ご意見はございますか。

○委員 自治会、過去の資料を発送して、再度何度もやっていただいた状況で今のところ180ということで、別の何か手段をとられる必要はないのかなと、増やすには。何かいい方法はないでしょうかというところはちょっと。目標としては、やはり市民の皆様全員の安否確認をするというのが目標だと思いますけれども、多分自治会の方には安否確認をやらなければいけないのかという認識もあまり浸透していないこともあるかもしれませんので、市として市民全員の安否確認を目標ということをもっとうたった上で、そのために自治会のご協力をお願いします、みたいな、そういうことだと思うのですが。そこら辺の、多分今までどおり、郵送しているだけだと増えないのではないかなという気はするのですが、その辺りの対策は何か考えていただけますでしょうか。

○担当課 今の連絡会の中で、参加をいただいている方だけで色々防災対策をやっていくということではないので、今言われたとおり、どんどん広げていかなければいけないところで、今の連絡会でこれから計画を立てていきたいと思いますという中で、どういった方がもっと参加をしていただけるといい計画をつくっていけるかということで、参加者を、ちょっとわかりづらくてあれなのですけれども、その参加していただいている自治会の方たちから声をかけていただいて、こういうことをやっているの、今度一緒にやっとうよという声かけをしていただくということで、今そういった取組もしているところでございます。なので、例えば、隣の町会の方は全然来てないなと思えば、今こういうことをやっているから、今度参加してみてくださいよ、みたいな話でどんどん広がっていかねばいかなということ、そういう取組を今しているところでございます。

○会長 こちらから事務局にお願いしたいのは、やはり委員からこの項目についてのより有効なといいますか、より実効性のある取組を進めていく上では、少し参加組合を増やすことに工夫をしていった方がいいのではないかと、そういう貴重なご意見をいただいているわけなので、その点を踏まえて、実際、今回の計画自体をどうするのか、あるいは計画の推進をどうしていくのかということについては、そのご意見をやはり真摯に受けとめていただきたいと思います。事務局の方はいかがですか。

○事務局 こちらの個別プランの関係でございますけれども、確かに委員さんのおっしゃるように、100%というような指標と目標値で分かりづらいというのはあるかと思って

いまして、やはりその中で参加の数を増やすというところももう1つ狙いとしてはあるのではないかと考えております。ただ、そちらの数字を出せるかというのは分かりませんが、そういった内容が下の資料の方にも現時点ではあまり触れられていないという状況がございますので、本日いただいた色々のご意見を踏まえまして、また担当課の方と調整をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○会長 その点、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。では、とりあえずこの項目については一区切りということで、それでは次の項目に移りたいと思います。

○担当課 よろしいでしょうか。それでは次の項目、プラン番号といたしましては1-3-1、個別プラン名といたしましては、「市民活動センターを拠点とした市民活動の推進」事業につきまして、ご説明をさせていただきます。こちらは行財政改革の一環といたしまして、これまでは行政が主体で実施してきた公の公共性の高い事業について、行政が主導していくのではなくて、市民が主役、市民との協働で事業を行っていくものでございます。

例えば、少子高齢化、あるいは隣人同士のつながりの希薄化、または防災や災害の備えなど、行政課題は多種多様化しております。こうした課題に行政だけでは市民ニーズに合ったサービスを提供していくのは非常に困難な状況に来ているものですから、市民の皆様様の強み、特性、専門性といったものを生かした、市民が主役の、市民との協働によるまちづくりを実現するための施策でございます。

具体的に目指す姿でございますが、「市民が主役のまちづくり」の拠点といたしまして、先月オープンいたしました「市民活動センタープラッツ」を活用いたしまして、市民協働の一層の推進を図るものでございます。また、コミュニティビジネスを目指す個人とのマッチングや、団体相互の交流の促進、教育機関や企業等とのコーディネート機能が発揮され、新たな活動や協働等が生まれている状況を目指すものでございます。

指標といたしましては、書かれておりますとおり、①といたしまして市民活動センター登録団体数、②といたしましてコミュニティビジネスの設立件数を掲げております。

実施内容でございますが、平成29年度から平成31年度は市民団体の組織基盤の醸成を目的といたしまして、無関心層の掘り出しや活動団体のスタートアップを重点的に支援してまいります。また、平成32年度以降は、安定した組織基盤を持って持続可能な活動へと発展させ、団体同士による連携・協働で、市内各地で活動を発展していくことができるように団体活動の支援を行ってまいります。

また、コミュニティビジネスといたしましては、市民活動センターで常に相談を受け入れる体制をとりまして、加えまして月2回、コミュニティビジネスアドバイザーによる個別相談を企画・実施いたしまして個人へのサポートを実施してまいります。

スケジュールといたしましては、平成30年度は市民活動センターの利用促進とPR活動、また、さまざまな市民活動団体の組織基盤の醸成のための講座の企画・実施、そして、コミュニティビジネスの支援としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。最初に私が基本的なことをちょっと伺いますが、指標の②でコミュニティビジネス設立件数というのがあって、それが1件から最終的には3件にしたいというのがありますが、これは具体的にはどういうことなのですか。ビジネス設立というのは、何か要するに株式会社をつくるとか、はっきりした起業をするということの意味しているのでしょうか。

○担当課 そういうことでございます。相談に来ている方が、実際にそれをビジネスとして、株式会社としてビジネスとして、地域貢献活動を実現する件数を指してございます。

○会長 ちなみに、今ある1件というのは具体的にはどんな。

○担当課 今ある1件は、いわゆるコミュニティカフェでございまして、地域でカフェのようなスペースで、地域の課題について皆さんが話し合ったりするようなビジネスのモデルでございます。

○会長 そうですね。やはり見通しとして、そういうものが33年度までにはさらに2件は増やせるだろう、そういう見通しを持っておられるということですか。

○担当課 そのように目指してございます。

○会長 わかりました。では、委員の方々から何かご質問・ご意見があれば、お願いしたいと思います。

○委員 現状値、目標値、市民活動センターの登録団体数ということで書かれておりますけれども、活動センターに団体登録をするということもそれは1つ重要なことだと思いますけれども、それがどう活動するのか。その活動の結果、どういうものがどういう役に立つとかいうところが大事だろうと思います。ただ単に登録をただけで、実際には活動していなかったりとか、そういったところも私も経験がありますけれども、そういったところも見受けられますので、活動団体を登録することも大事ですけれども、それが実際にどういう効果を上げているのかということも着目したような、そんな指標があればいいか

など思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○担当課 委員のご指摘のとおりだと思います。登録しているだけではやはり意味がない
というか、数字だけの問題でございますので、まずもっては登録している、していないに
かかわらず、市内で市民活動に参加している団体数、市民の数をまずもって増やすこと、
それによって市民のサービスがより充実することであると考えております。ですので、そ
ういった具体的な指標のようなものがあればいいのですが、なかなか個別に活動している
状況については、なかなか市としても把握できないものですから、1つの指標として登録
している団体数を掲げたものでございます。

○委員 何かもうひとつちょっと理解できないところがあるのですけれども。市民活動セ
ンター登録団体というのは、私自身個人的には例えば、「遊学の会」とか色々な、「山の会」
とか、市民としては色々な活動に入っているのですけれども、そういうのはこの中に入る
ものなのか。どういう、この活動団体って何かなど。自分が幾つも入っている団体が、こ
の中に入るのかわからないのですけれども。

○担当課 市民活動センター「プラッツ」に団体として登録している団体数でございます。
本年7月にできましたので、ここで所要の要件を満たせば、要件といたしましても、例え
ば、3人以上の人で構成され、市内を活動拠点としていて、公益活動をしていてという形
でございまして。

○委員 あくまで公益活動ですか。

○担当課 そうですね。市民活動ですね。市民活動を実施している団体でございますので、
非常に今、多くの皆さんが団体登録をしていただいている状況でございます。

○委員 ちょっと先ほどコミュニティカフェがありました。あそこ、私もプラッツへ行っ
て、コミュニティカフェのカタログではなくパネルを見たのですけれども、何かなどという
のがもうひとつわからなかったというか。先ほど、副会長さんも言いましたように、これ
が市民の何になるのかなというのがいまいちわからなかったのです。だから、コミュニ
ティビジネスの定義がもうひとつ何か分からないので、どういうことをすればこのコミュニ
ティビジネスと言われるようになるのかというのがわからないから、私もやってみよう
と思っても何をしたいか分からない感じがするのです。

○担当課 よろしいでしょうか。コミュニティビジネスの定義でございますが、こちらは
市民が主体となって地域や社会の課題、いわゆる困りごとをビジネスの手法を活用しなが
ら解決していく事業活動でございまして、例えば、NPO等が環境保全に関する活動をや

ったとしても、やはり資金的な問題であるとか、そういうところを抱えまして、なかなか長続きしづらい。そこに資金調達とかの手法を取り入れて、ビジネスとして成立させれば、公益活動がより長続きする、単純なボランティア活動的なものではなくて、ビジネスとしても利益が上がりつつ、地域に貢献できる、そういうのがいわゆるコミュニティビジネスでございます。一般的に言われるのは、市内でやられているのは、コミュニティカフェだとか、あとは子ども向けのパソコン教室だとか、子育てを支援するためのコ・ワーキングスペースだとか、そういったものがいわゆるコミュニティビジネスの成功例と言われているものでございます。

○委員 NPOとは違うのですか。

○担当課 NPO等も、資金を調達しながらビジネスとしてコミュニティカフェをやっているところは、いわゆるコミュニティビジネスと呼んでおりまして、いわゆる地域貢献活動の利益を上げながら継続的に実施していく手法でございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 コミュニティカフェなのですが、私は是政に住んでいるのですけれども、例えば案内とかどこにあるのか全くどこを見てもわからなくて、町会か何かを経由して聞いたら、五丁目だけにコミュニティカフェがありますとあって、これは自治会と連動しているのかなとちょっと思ったりしたのですけれども。これって本当にビジネスなのですか。いまいち、町会のちょっと大きくなったもの、みたいな感覚で私としてはイメージしてしまっていて、自治会で補えないところをコミュニティカフェで補うみたいな、そういう補完機能的なものとは今まで思っていたのですけれども、その辺は、今はちょっと変わっているのですか。

○担当課 おっしゃるとおりでございます、自治体ではコミュニティカフェのようなものは実施するのがなかなか難しい。そういうところを市民の皆様の特性を生かして補っていただいて、それをビジネスとして継続して実施していただく、おっしゃるとおり、まさにそれがコミュニティビジネスといったものであると認識しております。

ただ、今ちょっと国の産業労働局の文章を見ているのですが、コミュニティビジネスとは、定まった定義というのは実は明確にはまだ国でもなされていない状況でございます、繰り返しになりますが、地域の抱える課題を地域の住民が主体となってビジネスの手法を活用しながら課題を解決していくというところで、そこら辺が定義づけされているような状況でございます。

○会長 委員の方々からご意見をいただいているのは、やはり市としては恐らく市民協働推進行動計画に沿って、従来からある施策で積み重ねながら進めてこられていることだと思うのですが、やはりより現実的などいいますか、行政がどこまで立ち入るべきなのかということをよく見きわめながら、事業を精選してもらいながら進めてもらった方がいいのではないかと、そういう趣旨が含まれているご発言が多いと思いますので、そういった点を留意しながら進めていただければと思います。

また、今回のこのプランの中でどういうふう位置付けて書き表していくかというのは、また答申の中で検討したいと思います。今日のところは一応そういう施策のご説明に対して、委員からこういうご意見があったということで、受けとめていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは次の項目へ移りたいと思います。

○担当課 それでは資料19の3ページになります。個別プラン「地域で支えあう仕組みづくり」の①福祉相談窓口の取組について、担当の地域福祉推進課よりご説明申し上げます。

こちらを実施する背景といたしましては、近年、地域のつながりが希薄となっておりまして、世帯の孤独化、孤立化、問題家族の増加など、従来の福祉施策では解決できない課題や問題が年々増えてきている状況がございます。そうした制度の狭間の問題とか、地域の、あるいはちょっとした困りごとに対しまして、住民や各団体間の調整を行うほか、専門機関とのパイプ役として、そういう活躍を期待して地域福祉コーディネーターを配置しているものでございます。こちらにつきましては、平成28年度から府中市社会福祉協議会の委託により2名配置しておりまして、本年度はさらに1名増員し、3名の配置としております。

具体的なコーディネーターの活動としましては、地域で福祉的な課題を抱える方への個別の支援、1人1人に寄り添う形での個別支援と、あと地域における住民相互の支え合いの仕組みづくりに対する支援、これを地域支援と呼んでおりますけれども、こうした個別支援、地域支援を行う専門職として配置をしている状況です。

簡単ではございますが、説明につきましては以上です。よろしく申し上げます。

○会長 最初に私から基本的なことを伺いますが、これは既存の何か法制度に基づいてそれをコーディネーターと称しているのですか。それとも、全く市の独自の施策なのですか、地域コーディネーターというのは。

○担当課 法制度に基づく人材ではないのですが、国とかが地域福祉施策の展開に当たりまして、こうした人材を配置して進めていくように提示をされて、各市町村においてそれを選択しているような、そういった位置付けの人材というか、立場の方で、府中市としても平成28年度から配置を予定しています。

○会長 そうすると、地域包括支援センターとか、介護プランナーとか、民生委員とか、そういう職とはまた別の分野がやっているということですか。

○担当課 そうです。既存の制度、今おっしゃっていただいたような民生委員、地域での狭いエリアでの福祉相談を受ける人材、それから地域包括支援センター、こちらは高齢者に特化した相談、支援を行う方々、機能なのですけれども、この地域福祉コーディネーターは、そうした年齢とか、あと高齢者、障害者とか子ども、そういう世帯、世代を問わず、構成を問わず、あらゆる方々に対して支援を行っていくような人材として定義がされているところでございます。

○会長 そうですか。それで、現状775件を目標値1,860件、かなり伸ばす目標のようですが、結局、何名から何名にコーディネーターはなるのですか。

○担当課 こちら、現状の記載の計画では今3名のところを最終的に6名までもっていく計画としてスケジュールには記載してございます。

○会長 そうですか。それは3名から6名にするというのは、地域福祉計画とか、既に既存の計画で位置づけているのですか。

○担当課 こちらの計画につきましては、当課所管の地域福祉計画に位置づけて展開しているものをこちらにも反映させていただいている状況でございます。

○会長 ありがとうございます。基礎的な情報はそのようですが。

○委員 まず、地区ごとにつくるということなのですかけれども、これは先ほどの文化センター圏域ごととかそういう考え方で地区ごとなのでしょうか。

○担当課 お答えします。こちら、現在の計画では、別の福祉の6つの圏域がございまして、その各圏域に1名ずつ配置するところで、スケジュールの記載をしております。

○委員 文化センター圏域とは違う考え方の。

○担当課 考え方としては異なります。

○委員 その地区で行う。もう1点なのですかけれども、社会福祉協議会との連携といいますか、社会福祉協議会も地域福祉のコーディネーター役ということで、もう10年ほど前ですか。役割が、事業型社協から地域コーディネーター型の社協にということで変わって

おりますよね。そういったところから、社会福祉協議会との連携といいますか、むしろ、そちらの役割の方が強いかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○担当課 社会福祉協議会におきましては、平成27年度から社協の計画に従いまして、文化センター圏域に地域福祉コーディネーターを置いて、活動しているところでして、その社会福祉協議会のコーディネーターのうちの現在はのうちの現在は3名に対し、市の事業として委託している状況です。

○委員 市から社協に対して委託をしているのですか。

○担当課 こちらのスケジュールに記載しているものは、市から社会福祉協議会に委託としてお願いしている数値の記載をしております。

○会長 結局、社協の職員の人ということですか、このコーディネーターは。

○担当課 はい。現在は社協の職員に委託をしております。

○会長 3名を6名にするというのも、社協の職員を6名にするということですか。

○担当課 現在ではそのような方向で考えております。

○会長 よろしいですか。ほかに何か。

○委員 守備範囲というのですか、圏域というちょっと言い方が、言葉がわからないのですけれども、地域福祉の方の範囲の決め方と、文化センターの範囲の決め方がずれているのはなぜでしょうか。

○担当課 圏域のずれについては、もともと福祉施策というのは福祉圏域をもとに展開されてきたものなのですけれども、近年は文化センターという府中市の地域コミュニティの核となる施設、このエリアにおいて、こういった福祉活動を展開するということがよりいいのではないかという考え方も出ておきまして、社会福祉協議会ではそちらの考え方に従ってコーディネーターを独自に配置している状況ではあります。今、圏域のずれというものもございますので、次期福祉計画策定においては、その辺の考え方を整理して、混乱しないような形で次期計画にはその辺の記載をして進めていく予定でございます。

○委員 先ほど防災の安否確認の件もありましたけれども、そこは防災課との、福祉課で、そういえば、安否確認で一番大事なのは弱者の方の、お1人の高齢者の方とか色々あると思うのですが、それは福祉課の方が色々情報を持っていらっしゃると思うのですけれども、そちらは防災課の方ともそういう災害時の安否も含めて、災害時の時には情報を共有していただいているという認識でよろしいでしょうか。

○担当課 災害時要援護者については福祉保健部高齢者支援課で登録を促すような施策を

展開しております。当然、防災危機管理課とは事業を調整しながら進めていると伺っております。

○会長 今、委員からもご意見がありましたけれども、やはりこういう計画を新しくつくる機会に、圏域をできるだけそろえていくとか、特に福祉は色々な分野と関係しているので、そういう1つの機会だと捉えていただくといいと思うのです。そういうこともぜひ受けとめていただきたいと思います。委員、何かありますか。

○委員 目標値で平成33年で1,860件とございますよね。これは33年度の単年度で1,860件ということで理解してよろしいのですか。

○担当課 では、指標について説明をさせていただきます。こちら、委員がおっしゃるとおり、33年度は単年度でこの件数を目標値ということで設定をさせていただいております。これは現状値、平成28年度から始めた事業でございますので、このプラン策定時、実際には総合計画後期基本計画のプランにも掲げている指標になっているのですけれども、その策定時では上半期までのデータで775件、通年ですと1,550件、これの20%増ということを目指して目標値を設定させていただいたところです。

○委員 最終的に33年度の段階で6人体制になるというお話だと思うのですが、単純割して33年度はお一人当たり300件強担当されるわけですね。それって現実的な話なのですか。

○担当課 失礼しました。こちらの指標の件数の捉え方ですけれども、これについては市が委託としてお願いしているコーディネーターの受けた相談件数と、あと社協が置いているコーディネーターが受けた相談件数等も含めた値、合計値で指標を算出しております。実際には11人でこの1,860件という、6人だと300件ほどですけれども。

○委員 いや、この後、働き方改革があるので、ちょっとその点で気になって。

○担当課 実際に11人ですので、1人当たり170件程度、またこちらは年間を通してですので、実人数ではなくて延べ件数ということです。

○会長 また少し基本的な質問になりますけれども、地域包括支援センター等もある中で、既存の法制度でもかなり発達してきている中で、11名を置いて行う業務というのは、改めて伺うとどういった内容になるのでしょうか。地域包括支援センター等とも違う、どういうニーズがあるものなのでしょうか。

○担当課 こちら、実は地域包括支援センターというのは、いわゆる個別の相談支援を行うケースワークというか、高齢者の相談支援業務に特化しております。ただ、高齢者以外

の方にそういう支援を行う人材というのが不足をしているというところで、主に高齢の枠におさまらない方々への相談支援を行う、しかもそれを地域で、市民にとって身近な地域で相談機能を有する人材としてこのコーディネーターの存在価値があると考えています。

今までどこにも相談に行っていない方、行けない、行きたくても行けない方とかを、より身近な地域で相談を受けたり、あるいはこういうコーディネーターがその方々のところに出向いたり、そういう機能を持っております。そうした活動としては、市の委託しているコーディネーターは昨年の秋から「困りごと相談会」というのを毎週1回、2つの文化センターで始めまして、今まで相談にもつながらなかった方が、そうした身近な文化センターで相談を受けやすくするような形で、相談、個別支援というのですか、こちらの件数というのかなり増えてきている状況です。ニーズを掘り起こしを行っております。

○会長 それはもう少し伺いたいのですが、介護支援でもなく、あるいは生活保護、児童福祉でもなくということですか。具体的に言うと、どういうことが。

○担当課 そういう、今おっしゃったような困りごとを複合的に抱えている世帯というのは、本当に何から手をつけていいかわからないという状況もありまして、コーディネーターが一旦受けとめて、この人は生活困窮、障害とか色々な方面にパイプ役として調整してつないでくれる、そういう役割を期待しているものでございます。そういった役割の方々は今までいなかったというか、自分の分野だけはやりますけれども、それ以外の分野はあっちに行ってくれとかそういう状況が見受けられたのですけれども、一旦包括的に受けとめて、それを関係機関につなぐとか、そういう役割も担っております。そういうところがこれまでの市の相談、市の施策の中にはなかった機能かなと考えております。

○委員 いいですか。そうすると、このコーディネーターをやる人の人数よりも資格はどういう能力のある人がコーディネーターをおやりになるのかなと。色々な分野があるでしょう、今、話を聞いていると。それについての知識が、その人が全部答えるのではなくて、振り分けるという話ですけれども。それから、相談に乗るといっても、相当トレーニングというか、何かしないといけないような気も、研修みたいなものはないといけないと思うし、どういう方がおやりになるのかな。人の方が大事なような、人数より。

○担当課 こちらは具体的には委託先の社協には社会福祉士の資格を持っている方をお願いしております。

○委員 そうですか。

○担当課 ソーシャルワーカーという名称ですけれども、さまざまな分野を横断的に、要

は社会福祉士だからこの業務を担えるというのではなくて、やはり色々な各分野の制度の情報を、法令等も理解して、社会福祉士にプラスアルファの部分というのですか、そうしたのもも備わっていないと担えないと考えております。

○委員 そうだね。分かりました。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

○会長 それではこの項目については一通り、皆さんからもご意見をいただいたということで、ご説明どうもありがとうございました。

では、次をお願いします。

○担当課 続きまして、資料4ページの「市有財産活用の推進」につきまして、概要の方をご説明させていただきます。

まず、目的でございますが、こちら平成26年度に策定いたしました、第1次公共施設マネジメントの進捗に伴いまして、生み出されました公共施設跡地など、市が保有する公共資産について、効率的に維持・管理するだけでなく、経営資源として捉えて積極的に活用するとともに、費用と公共サービスの最適化に向けた見直しを図られることにより、限られた経費の中で、最大限の市民サービスを提供できる仕組みを整えるものでございます。

次に指標でございますが、公共施設マネジメントの進捗に伴って生み出されました公共施設跡地などについて、新たな活用を行った数を指標としております。具体的には旧保健センター分館、府中グリーンプラザ、旧給食センター、矢崎幼稚園、旧府中消防署白糸台出張所、その5カ所でございます。

最後に手段でございますが、土地、建物などの市有財産の情報整理を継続して行うとともに、昨年7月に策定いたしました市有財産活用基本方針に基づきまして、庁内における施設整備を含めた新たな活用の要望の有無、それから活用に必要な条件等を整理し、市の計画等における位置づけや必要性、緊急性などを考慮した庁内要望を定期的に調査し、リスト化を行い、関係課と連携を図り、新たな活用に向けた運用、支援を行うものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。最初に基本的なことを伺いますが、この目標値の5か所というのは、これは基本的に売却ですか。それとも、引き続き市として敷地は持って再利用するとか、全く別の公共施設をつくるとか、そういうことも含めているのか、あるいは

両方入っているのであれば、どういう、今5つ想定している施設があるようですが、それぞれどういうふうに再利用するのか、売却するのか、その辺りの基本的なイメージといたしますか、方針があればご説明していただきたいのですが。

○担当課 会長、よろしいでしょうか。今、ご説明にも申しあげましたように、「市有財産活用基本方針」という方針を昨年度策定いたしました。活用に当たっての選択肢としては、まずやはり第一には公有財産ということでございますので、公用、または公共用の目的に利用するというのを第一原則にしております。その上でそういった利用が難しいということであった場合には、他の行政目的での転用ということも検討するという事で、やはり市民の財産でございますので、なるべく行政目的で有効に使えるかどうかを検討するという事を大原則として持っております。

その上で利用予定がないと判断された際には、売却、または貸し付けという選択肢をとるということです。一応3段階の判断が入りまして、行政目的での利用、または売却、または貸し付けとして選択肢としては3つの選択をするという形になってございます。以上でございます。

○会長 それで、今のところ旧保健センターとグリーンプラザについてはどうなりそうなのですか。

○担当課 それでは、最初に旧保健センター分館の方について申し上げます。公共施設マネジメントという取組を進めている中で、府中駅周辺の公共施設の再編ということに現在府中市は取り組んでおりますが、旧保健センター分館には現在のふれあい会館の中に入っております社会福祉協議会の事務局、それから府中市シルバー人材センターの事務局、それから市民の方が利用する会議室といった3つの機能がありますが、それら3つの機能の全てを旧保健センター分館に移転するという事で、現在こちら記載のスケジュールどおり、平成30年度当初から移転する運びということになってございます。

続いて府中グリーンプラザの方につきましてですが、こちら、やはり公共施設マネジメント推進プランのモデル事業といった形で、現在、私ども財産活用課の方で、公民連携事業としての活用を行うということに決定しておりまして、ちょうど今日の予定なわけけれども、民間事業者の活用の公募ということインターネット上で行って、これから周知していくというところまで来てございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。では、引き続きまして委員からご質問・ご意見があれば

いただきたいと思います。

○委員 対象なのはこの5件が全てということで、今現在において、利用が決まってない、これから進めていくというのは5件、全て市内で5件ということでしょうか。

○担当課 ちょっと指標として5と書かせていただいたのは、やはり公共施設マネジメントの進捗によって、この平成30年度から平成33年度までの間に、既に閉鎖されて遊休地となっている、または今後この4年間の間に閉鎖される予定となって決定しているもの、これらを全て合わせると5か所ということになってございますが、平成34年度以降にも閉鎖される予定の公共施設というものが既に出てきておりますので、必ずしも5件に限っているわけではないのですけれども、この4か年度の期間中に必ずやらなければならないとわかっているものについては5件ということでございます。

公共施設のマネジメントの推進に伴わずに、現在、市が保有している普通財産という、言ってみれば不動産ですね。土地という形での不動産もございまして、こちらについての有効活用というものも並行して進めていくと考えているところです。

○会長 よろしいですか。私からまたちょっと基本的なところを伺いますが、今色々な方針があるわけですね。関連する方針にあるところでも3つの方針があって、その3つの方針で恐らく一定の方向性といいますか、特に売却、貸し付けの場合の方向性というのは、恐らく考え方を示されていると思うのですが。その行財政改革ということ言えば、できる限り収益が上がるように売却するのがいいというのは1つあると思うのですが、それ以外に、都市環境とか、住環境とか、何か恐らく方針を持っておられると思うのですが、売却する際には、やはりこういうところを優先的に、例えば、都市環境に資するような売却先に売却するとか、そういう何か方針をお持ちだと思うのですが、その点を少し説明していただけますか。

○担当課 よろしいでしょうか。今ご質問のあったとおり、やはり行財政改革という視点を持ってございますので、収益を生み出す、または活用の用途を変更することによって支出を減らすということが行財政の収支の改善に非常に大きな効果を生むという認識ではございます。一方でご指摘のありましたとおり、近隣の住環境等への配慮という視点は欠かしてはならないと考えてございます。例えば、現在の府中市の状況を鑑みますと、第一小学校、第二小学校は非常に児童数が多くなってしまっていて、特に第二小学校につきましては都内有数のマンモス校になってしまう見込みというのですか、出生した児童の年齢の統計からすると、まだ二小は都内一というわけではないのですけれども、将来、都内一のレベ

ルになってしまいそうだということがわかっております。

ということで、土地に関連する政策というほどの考え方というものをまとめきっているわけではないのですけれども、今、例として挙げました第一小学校区、第二小学校区において、市有財産を活用することによって、ますます若年層の世代の人口流入、こういったことが起きないように、府中市が持っているインフラですとか、公共施設とかの状況を鑑みながらその用途や、貸付先、売却先というものを定めていくということを考えながら現在庁内調整を、行っております、旧保健センターや府中グリーンプラザに限らず、庁内調整の中で行っている検討会の中でも、そういった視点を持って検討しているといった状況でございます。

○会長 あともう1点ですが、先ほどもちょっとご説明があった残りの3か所ですね。5つのうちの、グリーンプラザと保健センター以外の3か所というのは、恐らく聞かれることもこれから機会も多いと思いますが、一応の候補というものはあるわけですか。この計画期間中にそういう処分をするであろう残り3カ所の施設というのは、具体名まで今言えるかどうかあるのでしょうかけれども、一応想定はあるわけですか。

○担当課 ただいまの今後の想定という点についてお答えさせていただきますが、最初の質問の回答で、まずは行政目的での利活用ということが検討できないかとお答えしたと思いますが、この3カ所については、いずれも庁内で手が挙げている状況でございます。ただ、それが本当に転用可能かどうかという吟味というものは必ず必要でございます、幾つかは実現できそうだな、幾つかはちょっとまだハードルが幾つもあるといった状態でございます。

市有財産活用基本方針の中で、どのような検討、どのような調整を行っていくかといった手続のことまで書いてあるのですけれども、一応その方針に従って庁内検討、庁内調整をしているところということでございます。従いまして、ちょっと具体的にどのような施設でどのような想定ということは現時点では申し上げかねるという状況でございます。

○会長 そういう意味でも、一応目算としては計画期間中に5つはこういう活用ができそうだというわけですね。

○担当課 はい。

○委員 市有財産の活用基本方針の内容は承知してないのですけれども、財産を活用するというので、まず行政目的、公用、公共用の目的、その次の段階として、用途がない場合には普通財産に転用して、貸付なり売却ということで、お話がありましたけれども。売

却をするということで一時的にお金が入ってくるということもあると思いますけれども、やはり長い目で見ると、財産を貸し付けるということによって安定的に収入を確保するということも考えられるのではないかなと思います。特に例えば、年限を切って事業用定借のような形で貸し付けることによって、25年とか30年という長い間貸し付けることによって、それが終了した時点でまた新たな行政需要がないとも限らない。そういったことも考えながら活用していただくのがいいかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 先ほど、旧保健センター分館の活用の方法ということで、ふれあい会館の方からさっき2つほど移ってきますよというお話をいただいたと思うのですが、今度はふれあい会館の空きスペースといったところはこの30年度から33年度の中で、何か考えたりとかそういうことは検討されているのでしょうか。

○担当課 ふれあい会館につきましては、補正予算の方で解体に向けて予算を計上しているところでございます。市としての目的、行政目的というところも先ほどありましたが、それを含めた中で、今進めているある公共事業について、その協力者へ代替地等のそういう要望等もございましたので、今後、行財政改革プランとは違う流れとして既に動いているということですので、こちらの推進プランの方では載せていないということですが、やはり考え方としては市有財産活用基本方針の枠の中で考えた結果、庁内からそういう行政需要があったということで別途動いているということでございます。

○委員 今おっしゃられたものは、細かい話ですけども、全て29年度で完結するということですか。30年度以降に繰り越すものは全くないという感じですか。

○担当課 公共事業に伴って立ち退きが必要な方の事業用代替地というものを行政はどうしても一定程度持つておく必要がございます。それとしての活用というのを現在目指しているところでございます。やはり街中に住んでいる人は比較的街中に近いところに転居しなければならない。郊外の方は郊外のその近隣のエリアに転居するということがあるので、ちょっとそういった活用を図っていこうというところでございまして、交渉のある話なので、スケジュール感ということがなかなか申し上げにくいという状況でございます。

○委員 最初の説明の中にちょっとありましたね。いわゆる市有財産である。だから、原則としては公共目的への転用という、行政目的をまず第一に考えて、それから売却とか貸付とかそういうものがなかった時にという話ですけども、私などから見ると、やはり貸

付とかは利益を生む話ですよ。利益というかお金が入ってくる、歳入に入ってくる話ですよ。歳入に入ってくるというのは、これはやはり市有財産の活用としては転用などよりもいい場合もかなりあるのですよね。それで、貸付で入ってきた財源をベースにして新しい事業の転換の原資にするとか、もう少しダイナミックに考えていただいた方が、先ほどの説明だと、まずは公共目的に転用して、それができなかった時にというのではなくて、もうほとんど同じぐらいの感覚で考えていただいて、歳入確保というような、それがかなり有効利用にもなるのではないかなと、それがまた新しい色々な施策の原資にもなるのではないかなと。考えておられるとは思いますが、そういうふうには思いません。

○担当課 委員さんのおっしゃるとおりで、先ほど、まずはいわゆる行政目的というお話をさせていただきましたが、当然ただ手が挙げたからといって、行政目的と考えているわけではございませんし、実際に民間に貸し付けたり、売却したりという方法が、本当に財政収支からみていいだろうかとということも含めて考慮した中で総合的に判断しているところでございます。先ほど申しあげました府中グリーンプラザに関しましては、先ほどまさにお話のあった定期借地権を設定するという方式をとって、土地の方は府中市が持ったままで、上には民間で建ててくださいよという方式をとっているようです。柔軟に考えてやっていきますので、よろしくをお願いします。

○委員 わかりました。

○担当課 委員の方々から非常に重要なお意見をいただいたと思いますので、ぜひまた受けとめていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

どうしましょう。5分間休憩を入れますか。

(休憩)

○担当課 職員課でございます。よろしくをお願いします。プラン名につきましては、「計画的な定員の管理」でございます。こちら、目的でございますが、既存業務の見直しや民間活力の導入が進められますので、職員の増員と人件費を抑制しつつ、適正な定員管理によって必要な職員数を確保し、安定的な行政サービスを提供するためのものがございます。

指標につきましては、職員数とさせていただきます。

実施の目的でございますけれども、こちらについては保育所の再編ですとか、幼稚園の廃止、道路等包括管理などが順次導入されますので、それを受けまして適切なタイミングで、業務量を見極めた職員配置を行いながら適正な定員管理に努めてまいります。またあわせて、退職者等の経験年数ですとか年齢等のバランスに配慮しました採用計画を随時立

てまして、人材確保に当たっての採用方法についても適宜見直していくというものになってございます。

以上でございます。

○会長 最初に基本的なことをお伺いします。まず、一番の目標というのは、22年度の行革推進プランの1280以下というものなわけですね。この22年度のプランの、これの目標年度というのは、目標値の年度というのは、これは平成33年度なのですか。というのは、こちらの進行管理表の方だと、まず1,257人というものが54ページに挙がっていますが、これとの関係がちょっとよくわからないのですが。職員数が現状何人で、それから、今現在の一番オーソライズされた目標が何人で、どう進めているのかというのを説明してもらえますか。

○担当課 今現在でございますけれども、以前に立てました行革プランの中で、1,280という表示をしていました。これは国の集中改革プランに基づきまして、国家公務員を削減しなさいという話の中で、地方公務員にも適用されたものですから、当時の平成17年になるのですけれども、この4月の時点から5.7%削減した数字が1,280ということになってございましたので、引き続き、その水準を確保してきたという状況でございます。

ただ、しかしながら、課題にも書かせていただきましたけれども、時限的な東京オリンピック・パラリンピックの関係ですとか、新規事業の関係がございまして、職員数につきましては若干増えている状況でございます。今現在につきましては、職員数につきましては、29年4月時点では正規職員が1,285、再任用職員が86という状況になってございます。

○会長 そうですか。そうすると、このこちらの進行管理表の54ページの1,257というのは、これはまた何か範囲が違うのですか。

○事務局 ちょっと補足をさせていただきたいと思います。こちらの行財政改革推進プランの現在の26年度から29年度の内容といたしまして、その計画を策定した際に、現状値として1,257人というのを書いてあります。ただ、この計画の1つ前の計画である平成23年度から25年度までの行財政改革推進プランの中では、明確に目標値として1,280人という目標を掲げていたという状況でございますが、こちらの26年度以降のプランを立てる際には、明確にはその人数を掲げていなかったという状況でございます。

それと、もともとその1,280というのがどこから来たかというお話は、先ほど担当課の方から説明をさせていただきましたとおり、平成17年から21年度まで定員管理の計

画を持っておりまして、2つ前の行革の計画、平成20年度から22年度までの行革プランを策定する際にその1,280人という目標を定めて、その次の計画でも引き継いだのですが、現在の計画からは明示はしていないという経緯でございます。

○会長 そうすると、再度確認ですが、現状は1,257ではなくて、1,310ということなのですか。

○担当課 はい。

○会長 次にその1,310を平成33まで1,280にしたいわけですよね。通常だと集中改革プランの時も各年度ごとに何人減らしていくというのを当然つくったと思うのですが、それと同じやり方でいくと、30、30、32と、結局30人をどういう配分で減らしていくことになるのですか。ここで言う、保育所の廃止ということが一番メインの減員要素なのだと思いますが、それ以外に恐らくアウトソーシングとかも入ってくると思うのですけれども、全体でどういうふうに数字的に進めようとしているのですか。

○担当課 1,310人から1,280人に減らすというのも、明確に何年度に何人を削減していくという考え方はちょっと取りづらい現状もございます。といいますのは、このスケジュールにも書かせていただいたとおり、平成30年度、矢崎幼稚園の廃園、それから31年度は朝日保育所の廃止に伴う職員の配置云々という、こういう色々な計画が入っていく中で、現在のところなのですけれども、保育所の定員は決まっているのですけれども、そこに対して退職者不補充という考え方で対応していきたいと考えています。

あわせて、先ほどもちょっと冒頭の説明で申しあげましたとおり、一部民間委託、道路包括管理による職員の減ですとか、それから、2020のオリンピック・パラリンピックの東京都との研修で職員が行っておりまして、それは1,310人の中に入っている、現実には府中市にいないのですけれども、東京都の方に行っている職員等々、派遣している職員が被災地派遣も含め非常に多い現状です。そういった職員が33年度までに戻ってくる人数ということも考えると、30人程度は削減が見込めるのではないかという形で考えております。

以上です。

○会長 ただ、退職不補充でもそれは全部数字をつかめますよね。それから、アウトソーシングもやれば、包括管理をやれば、何人減るといのは数字で出るはずですね。なので、通常の団体、自治体で言うと、毎年度何人減らして33年度にマイナス30というふうに、年度ごとの減員ははじくものですが、そこが、要は30人、着実に33年度には減

るのですかというところをもう少し説明していただきたいのですが。

○担当課 おっしゃるとおり、定年退職者ももちろんつかんでおりますので、それも不補充という考え方、また、実は普通退職の保育士等も、事務職も含めてなのですけれども、結構おまして、そこの不補充の分も加味しますと、1,280より減ってしまうのではないかと考えております。その一方で、確かに業務量というのも考えなくてはならず、業務量調査というのもまだ全部出ていませんので、これから33年度に向けて政策の方で準備していくと思いますけれども、その意味合いも考えると、色々と東京都から事務移管等も来ますので、そういったことがちょっとこの数値の中でなかなか見込みづらいといえますか、そこの部分を逆に増やしていかなければいけない部分も出てくるのかなとも思っています。そこがちょっとこの4年間の間でどのくらい、逆に増やす要素の部分もちょっと勘案しつつ、減る要素もということで考えた時に、具体的に各年度ごとに人数を出していくというのが出しづらいかなというのが主管課としての現状でございます。

○会長 任用の数を決められるので、要するに、退職補充で計算して、退職者の計算をして、それに今度あわせて任用の何人採用するかというのを既に決められるわけですね。それで普通、プラスマイナスでいくら減らしていくということをやっているわけですけれども。従って、退職補充で計算できれば、それにあわせて任用の数をどう調整するかというように定員管理していくのが普通だと思うのですが。

○担当課 一般的に人数で充足していればいいのですけれども、増員要素というのがこの4年間の間に見られない部分もありまして、そもそも府中市は定員管理という考え方を持っておりません。2つ前の行革プランの中に1,280という指標があって、それを維持する考え方を持っております。

○会長 副会長、いかがですか。

○委員 ちょっと伺いますが、定員管理計画というのは、お持ちではない。

○担当課 はい、持っておりません。

○担当課 その中での運用という形になっているのが現状のプランです。

○会長 ただ、いずれにせよ、平成33年度には1,280にしているわけですね。なので、それを4年間でどう計画的に進めようとしているのかというところは、もう少し説明をいただきたいところがあります。

○委員 もう1ついいですか。この職員数、1,280人の中に再任用のフルタイムの職員を含むということで、この中に含まれない再任用の短時間勤務の職員ですとか、あるいは

はいわゆる非常勤の職員、非常勤一般職とか、そういった方も含めて全体的な人件費というのがあると思うのですね。その辺のところ、減らした分を逆に今度はそういった再任用の短時間職員だとか、あるいは非常勤特別職のような形で、その減った分を、もちろん委託だとか、アウトソーシングする部分もあると思うのですけれども、そちらの方を増やすという考え方もあるのかなと思います。

そうすると、平成32年度から地方公務員法が変わりまして、今度は非常勤特別職の範囲が非常に狭まる。ほとんどが会計年度任用職員という形で、一般職と同じ役割になる。そうすると、今まで支給されなかった手当だとか、そういったものも支給できるようになるということになると、人件費総体としてはその辺の見込みはどうかかなというところがちょっと心配なのですけれども、その辺は職員課としてどのように。

○担当課 今のご指摘の点なのですけれども、平成32年4月1日で、現在の地公法の3条3項3号の解釈というのが非常に厳格化されて、非常勤特別職、今の臨時職員、嘱託職員というのは、非常勤特別職という扱いで任用しているという現状が全部認められなくなる。国においては既に先行して実施し、地方自治体についても32年4月1日からというところなのですが、現時点でその嘱託職員でも本市270、280名おりますし、その処遇というのは本当に色々な雇用スタイルがございます。それを今現在どこにしてもそうなのですけれども、どういうふうに整理をしていくかというところが見えない現状というのが実はあるのです。その中で、32年4月の時に果たしてこの数値が、職員数の定義がどのようになるのかまだ見えない状況です。ここの部分はまずは職員の待遇にかかわる面ですので、組合との話、それから、市としての考え方というのを全部詰めていく段階で、31年度の途中にも、考え方というのは全部まとめてというのが実際の工程ということで認識しております。

従って、ここの1,280というのは、いわゆる再任用フルタイムの職員を含めた現状で考えた時に、その人数としては先ほど申し上げましたように、何年度が何人、何年度が何人という出し方は非常に出しづらいのは特別な色々な要素が入ったり、ある事業が急展開するということになると、人数が増えてくるという現状もちょっとありますので、その中でも一定程度、大分前の指標で示しました1,280人という数字は、維持できるのではないかと考えます。指標として、一定の目標値という書き方ですので、1,280人以下という意味合いでこの方に書かせていただきました。

○会長 他の委員からもご意見があればいただきたいのですが。

○委員 第4回だったと思うのですがけれども、情報管理課さんの方で基幹システムの最適化による事務事業の作業の効率化及びコストの削減ということで、31年度にこのシステムが基幹システムに乗っかってきます。それで、事務作業の効率化やコストの削減が期待できますよという、同じようなシートを作られているのですけれども、そこそこはリンクとかはしていますでしょうか。その効果をもここにはねてきているのでしょうか。

○事務局 ちょっと事務局の方からお答えさせていただきますと、そちらの情報システムの関係でございますけれども、基幹システムで大幅に新しいシステムに入れ替えたのは、もう既に現在の計画期間中でございます。その効果といたしましては、担当課の職員を減らせているという効果は既に出ているという状況でございます。しかし、第4回の時に、担当課、情報管理課の方で説明させていただいたものにつきましては、この4年間でやったよりももうちょっと規模としては小さいもの、第一段階で乗れなかった残り幾つかのうち、4システム分を移行させたいという形でございますので、個々のそれぞれのセクションの事務量はわからないですけれども、そういったところの削減にはなるかと思うのですけれども、大幅に何人減らせるというような、ちょっと大規模なところは既に取組済みという状況でございます。

○会長 よろしいでしょうか。そうすると、定員管理計画を持っていないというそういう沿革といいますか、経緯もあろうかと思うのですが、そういう意味で、少し中長期的に考えていただく必要はあろうかと思うのですけれども、やはり総合計画で市がやっていく事業というのは、一応の計画というのは想定しているわけで、それが一番基本的な行政需要になるわけですね。それを踏まえて、退職者の管理も、それから、任用の管理も実際人事当局でおできになるわけで、それを踏まえて、できる限り計画的な定員管理を考えていただくというのがやはり本来的な形だと思います。それで、定員管理があつて初めてそれを前提にして今度事務事業の見直しをやって、要するにスクラップ・アンド・ビルドで、定員の方で抑えられているから、事務事業の方で今度は調整していく、ビルドすればスクラップするというのを厳しくやっていくということになるので、そういうふうに管理をしている自治体が非常に多いので、そういうことをぜひ中長期的に考えていただくとことを現段階ではお願いしたいと思います。ということでよろしいでしょうか。

あともう1点言い忘れていました。政策課が業務量調査をやるというのは、以前にヒアリングで伺っていますけれども、それによると、33年度に本格的な業務量調査をやるということになっていますので、少し今いただいている資料だと33年度にそれを踏まえて

職員配置を検討するというところで、ちょっとはずが合っていない部分があるのかなと思いますので、やはり業務量調査との連携というのを、ぜひ留意していただきたいと思います。

では、よろしければ、次の項目へ進みたいと思います。

○担当課 次のプランでございますが、「働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進」でございます。

目的でございますが、職員1人1人が職責を果たすとともに、生活スタイルに合わせた余暇の過ごし方、育児、介護、地域活動への参加を通じまして、仕事と生活の調和が図られ、市職員としてのやりがいと充実感を持って、市民サービスを提供するためのものがございます。

指標につきましては、職員1人当たりの1年間における年次有給休暇取得日数でございます。

手段でございますが、年次有給休暇の取得促進及びノー残業デーを徹底させるために、各所属ごとに目標値を設定させることによりまして、より実効性の高い啓発を図っていきたいと考えております。あわせて、今年7月から9月まで導入しております「朝型勤務時間」、こちら、1時間前倒しで勤務をする勤務パターンでございますが、こちらの導入状況等も検討しながら、働きやすい職場環境の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○会長 これ、最初に私の方からまたちょっと質問プラス意見なのですが、表題が「ワーク・ライフ・バランス」という最新の表題をつけておられて、実際に実施内容でもノー残業デーとか、あるいは朝型勤務、時差勤務をこの計画期間中にやっていきたいということであると、その指標とちょっとはずが合っていないですね。指標が依然として年次有給休暇の取得日数を増やすという指標だけになっているので、やはりこの機会にワーク・ライフ・バランスにふさわしいような指標を考えていただいた方がいいのかなと思うのですが。実際にやろうとしておられることも、ノー残業デーとか、割と少しワーク・ライフ・バランスに近いことを取り組まれようとしているのであれば、指標も何かそれにふさわしいものを設定されたいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○担当課 今ご指摘いただいたそのとおりだと思います。ここも内部で十分に検討を重ねたのですけれども、例えば、テレワークの施行とか、託児所云々の充実ということも視野として考えられることはあるのかなと思いつつも、本市ぐらいの規模ですと、なかなかテレワーク、現在、町田市さんがフレックスタイム制を導入されたということで、それで、

近隣市で課長会議でも色々話をしたのですけれども、皆が自分の思いだけでフレックスなり何なりというのを設定してしまうと、やや業務に少数規模の職場等の業務の回りが難しいかなという話もちょっとありまして、非常にその部分も踏み込んで書けなかったという現状もございます。

また現在のところ、今朝型勤務、それから有給休暇も本市は他市の平均と比べてやや取得が低い状況にございまして、この12日は何かという根拠なのですけれども、26市のまずは平均値の12日というのをまずそろえまして、ちょっと小さいところかもしれないのですが、まずこの小さい目標を1つずつこの4年間で達成していく中で、後にもうちょっと下地が整う、環境が整ってから、いわゆる本当のといいますか、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進というところにつなげていかなければいけないかなと思っておりますが、ちょっとこの4年間であまり大きい目標を立てづらかったというのが今の現状であります。

○会長 事務局にお伺いしますが、全体の総合計画と違う指標を設定するのはまずいのですか。例えば、この機会にノー残業デーとか、時差勤務の指標をつくるというのは、それは非常に不都合なのですか。

○事務局 こちらの総合計画と、この行財政改革推進プランの関係についてでございますけれども、総合計画で掲げている指標をそのまま持ってきているものもございまして、また独自に行財政改革推進プランの個別プランの中で掲げているものもございまして、また、指標につきましては、1つではなくて、2つ掲げているものもございまして、何か実際にこのプランを進めていく中で、今後の検証をしやすいものですとか、現時点で設定ができて、さらにその後の把握等にもコストがあまりかからないものを、設定することができれば、より好ましい対応だと思っております。基本的な考え方としては、各個別プランについて担当課の方に原案の作成を依頼する際には、なるべく設定してほしいという考え方でお伝えして、それぞれ回答をいただいたという状況でございます。

○会長 そうですか。そうだとすると、今回の個別プランを設定する際に、実際にノー残業デーと、時差勤務を進めるわけですね。これについての目標を設定するということを検討していただいてもいいのかなと思うのですが。まだ答申をつくるまでに時間はあるので、少し検討していただいたらどうかなと思うのですが。

○事務局 今日いただいた色々なご意見もございまして、これから担当課の方と、例えば、この今ある指標を残しつつ、もう1つ何か追加ができるかどうかというところを検討

する中で、今いただいたご意見等も踏まえまして設定できるかどうか、また適切な目標値を掲げられるかどうかにつきまして、調整を図ってまいりたいと考えております。

○会長 他にございますか。

○委員 立ち入った質問になってしまうので、お答えできなければそれでいいと思うのですけれども、「現状と課題」のところで、超過勤務削減の取組については一定の成果を得られているという記載があるのですけれども、例えば、今具体的にどれぐらいの残業時間におさまっているという感じなのでしょうか。

○担当課 時間ですけれども、28年度でいきますと、1人当たりの年間の平均時間が今141.7時間でございます、取組を始める前につきましては、25年度になるのですけれども、152.8時間となっておりますので、時間でいけば11時間ぐらいは削減できている。

○委員 月平均にするとどれぐらいになるのですか。

○担当課 一人当たりですか。

○委員 一人当たり大体12、13時間というところですか。

○担当課 そうですね。12時間程度ですかね。

○会長 よろしいですか。

○委員 結構です。

○会長 よろしいでしょうか。それでは、先ほどのような件も含めて、また検討していただきたいと思います。それでは次の項目に移りたいと思います。

次は保育支援課ですか。お願いします。

○担当課 では保育支援課の方からご説明いたします。まず、今回提案しておりますのが、個別プラン名は「事務事業への民間活力の導入」、個別取組名といたしましては、「市立保育所の民間活力活用の計画的な遂行」ということでございます。

内容でございますが、まず、本市の市立保育所につきましては、現在15施設ございます。こちらの15施設につきまして、市立保育所につきましては、在園児に限らず、在宅子育ての推進ということもありまして、人材、また機能の重点集約化を行うことによりまして、現行15施設あるものを6施設に集約していくものでございます。この6施設につきましては、本市では基幹保育所と呼んでおります。

この取組につきましては、平成25年8月に統合に向けたガイドラインを策定いたしまして、あわせて26年1月に今後の保育行政のあり方に関する基本方針という方針に基づ

きまして、この重点集約化、再編に向けた取組を既に進めているところでございます。

今回、ある意味提案させていただいておりますのが、この保育所の再編の取組につきましては、特に影響が大きいということで、この進行管理を行うべく、この新行革プランの中で提案させていただいているものでございます。

指標といたしましては、基幹保育所の稼働数ということと、あと市立保育所の経費、こちらの2つを挙げさせていただいております。

民間活力の活用の方法でございますけれども、現状、基幹保育所の方の6施設に、残りの民間活力活用の開庁施設になります9施設、こちらを統合していく形になります。この統合の民間活力の方法といたしましては、「直接移管方式」これは既存の市立保育所の建物と土地等を直接民間の事業所さんの方に移行させていただく形になります。それと、「定員枠調整」というのが、公立保育所同士で定員枠を徐々に減らしていきまして、2つの保育所を1つの保育所に統合していく、統合先は基幹保育所ということになりますけれども、こういった方法で今現在進めているところでございます。

ですので、こちらを今後計画的に進行管理を行って、再編に向けた取組を順次進めたいと考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。また私の方からちょっと基本的なことを伺いますけれども、全体としては民間移管を進めていくということですよ。ただ、その一方で、今全国的に問題になっている待機児童の問題もあるので、公立と民間の保育所の関係というのも留意しなければいけない問題だと思いますが。それで、公立の15を6にするということですが、そうすると、その公立の入所児童数はどうなるのでしょうか。15から6にすることによって、やはり入所児童数全体は減るわけですか。

○担当課 こちらの再編に向けた取組の中で、当然市立保育所の定員数というのは徐々に減っていく形になるのですが、ただ、先ほども直接移管でない定員調整方式のやり方には、再編で定員枠は、公立はすぼめていくのですが、その近隣に私立園の新設園を整備したり、既存の私立園の改築等を行って定員枠を拡充する。市立はすぼめていくのですが、私立の方で定員枠を現状以上に拡大いただいているので、そういったことで待機児への影響を抑える形で再編では取組を行っているところでございます。

○会長 そうすると、今のご説明だと、公民の保育所の全体の、市内の全体の入所児童数というのは増えるのですか。

○担当課 現状は定員数としては増えている形でございます。ただ、それはこの施設の整備数、定員数のものにつきましては、府中市の子ども・子育て支援策定計画、こちらで保育ニーズに合わせた確保方策というので計画が現状値だと27年から31年度までの計画がございまして、それに合わせた確保方策として保育ニーズに合わせた定員数、そういったものを確保していく計画がございまして、それでも順次、定員数としては増えている形で計画をしているところでございます。ただ、昨今の整備を行ったり、定員を拡大しているのですけれども、やはり保育ニーズですとか、女性の社会進出等の影響もありますので、それに合わせてまた今後も定員の拡大というのはいずれあるかもしれませんが。一応、公立は減っていますけれども、全体としては増えた形で今進めているところでございます。

○会長 そうですか。今そういう説明を聞くと理解できるのですけれども、少し希望を申し上げますと、今の個別プランの書き方がちょっと分かりづらいので、要は民間への移管するのと、基幹保育所を充実するという話と、待機児童には対応するというのが、その関係がちょっと分かりづらいので、今のような話で公民の全体の入所児童数は需要に応じて確保とか、充実していく。その中でシフトをしていくという書き方をもう少ししていただくとより分かりやすいかなという印象を持っていますので、また答申の時に文案を色々考えていただくことになろうかと思っておりますけれども、ちょっとその際に工夫していただければと思います。

○担当課 今のお話で、これは公立保育所の今回の出させていただいている民間活力の導入という計画と、待機児童の解消という計画が、実はもう全く別物で動いております。ですから、ただ、待機児童解消という部分では今話のありましたとおり、それは解消していかないといけない重点課題として取り組んでいるのですが、これも今回提出させていただいた計画も、やはり着実に進めていかなければいけないというところで、これまで色々なところで同様なご意見、これ、減らすのに真逆の動きではないかということであったのですが、これは真逆の動きなのではございますけれども、どちらも確実に進めていくということでの、表現が難しいところで、が、またちょっとそういったご意見も踏まえて、事務局とも検討をしていく必要があると思うのですが。今、うちの中で真逆の動きで両方ちゃんと計画的に進めていくというスタイルでやっているというところだけお伝えしたかったので、失礼します。

○会長 今ご説明を伺ってよくわかったのですけれども、ただ、個別プラン全体のやはり

また厳しい批判とかそういうのを招かないような形でちょっと工夫していただければと思います。

○担当課 ありがとうございます。

○委員 現状と課題のところ、私立の認可保育園の整備等によりということも書いてありますけれども、認可だけではなくて、認証だとか、あるいは家庭保育ですか、保育ママさんとかそういった部分もあると思いますので、そういったものも利用しながら、全体として待機児童を減らしていくのだということをもう少し書いておいた方がわかりやすいのかなと思うのですけれども。

それと、あとつまらない質問なのですが、スケジュールが平成33年度のところに、西保育所と美好保育所の統合により、「美好保育所の休止」と書いてありますね。これは他のところは廃止なのですけれども、休止というのは何か、どういう意味合いなのでしょう。

○担当課 この美好保育所の休止なのですけれども、これは実は美好保育所は西保育所に統合した後に、一度そこでまた美好保育所をちょっと整備させていただいて、そこにもう1つ違う保育所を一時的に移す流れがございまして。ですので、ここで美好保育所が廃止になるのではなくて、確かに一時的に違う保育所の児童をこの美好保育所に移していきまして、その移した先のところを廃止するような計画があるのです。なので、この33年度ですと、一時期、一旦、その空いた1年間でちょっと必要な改修等の手を入れるという意味合いがあるので、廃止ではなくて休止というような表現をさせていただいております。大丈夫ですか。

○委員 いや、休止の意味はわかりました。そうすると、先ほどの職員課の計画的な定員の管理のところ、「美好保育所に廃止に伴う」と書かれていますので、この辺は合わせておいた方がよろしいかなと。

○事務局 この点につきましては、こちらの事務局の方で調整をして修正をしたいと思います。ありがとうございます。

○会長 他にありますでしょうか。

○委員 経費が現状24億7,000万が、21億600万ぐらいになっていますけれども、3億7,000万減るとするのは、これは民間に移行することによって、市立の保育園の経費が減ることだと思うのですけれども、その一方で基幹保育所の稼働数が2から4に増えるという、この基幹保育所ってよくわからないのですけれども、基幹保育所が増えることと、民間への移行ということのバランスみたいなのが、お互いのバランスが

あることなのでしょう。役割が関連しているのでしょうか。それがちょっとわからないのですが。

○担当課 済みません。基幹保育所というのは、既存の今15施設あるうちの6施設を基幹保育所と呼ぶことになっておりますので、その基幹保育所が今2施設から4施設に増えるということで、特に人件費とか運営費が増えるわけではない、人件費が、人数が増えるわけではないです。既存の施設を基幹保育所と呼べる機能整備をして、基幹保育所と呼ぶようにしておりますので、2施設から4施設になるのですけれども、現状の全体の数としては変わっていない。

○委員 実は同じなのですね。

○担当課 そうです。運営費が減っているのは、廃園になる、統合して廃止になる、例えば、30年度には南保育所が直接移管で民間に移りますし、32年度には東保育所と朝日保育所が統合されて、朝日保育所の分が、人件費と運営費の方が削減されるということで、そういったところで運営費としては約3億5,000万ぐらいですか、減額を見込んでいくところがございます。

○委員 その移管したものを補完する意味で基幹保育所を充実させてとかそういうことなのですか。それとはもう全く関係ないこの2つの基幹保育所の稼働数と経費の削減というのは全然関係のない数字になっていますか。

○担当課 そうですね。経費が減っていく部分としましては、基幹保育所以外の残りの9施設ですね、それが廃止になっていけば、その運営費とか人件費が減っていく形です。

○委員 その施策を補完するために基幹保育所を増やす、数を増やすということとは関係ないのですね。

○担当課 そうですね。再編の動きの中で、今15カ所ある保育所のうち、6カ所を基幹保育所として、公立の保育所として残していきたいと思いますという考えがございまして、残りの9施設は廃止して民間の、私立の方の整備とかでやってもらいましょうという流れなので。

○会長 委員が言われるように、ちょっと今の表現だと分かりづらいのですね。基幹という大規模みたいなそういうイメージがあって、しかもそれが2から4に増えるというのは、何か増えるのかなという印象を与えるので。

○担当課 済みません。ちょっと1点補足させていただきますと、基幹保育所というと、そうですね。こっちの方はもう既に計画が進んでいるので、もうその名前ですべて使ってしまう

ているのですが、そもそもの基幹保育所とは何かと言いますと、要は在宅子育て支援ができる広場室であったり、相談室であったり、それをつくることで公立の重点集約化でそれを6施設、市内を6ブロックに分けた6施設においてそれを基幹保育所と実は呼んでいます。ですから、機能は強化している。それ以外の待機児の解消という部分を私立や民間の活力を導入していこうというところで、15カ所を6カ所にするけれども、それ以外の定員の部分で言えば、民間に委ねていく。ですから、基幹保育所というのは、6施設つくっていくのもそう、確かに今の保育所よりは運営事業としては大きくなるのですが、今使っているところでやっていくというところでは、そんなに経費は上がっていかない。でも、この経費を削減していくという部分では、廃止をしていく動きというところですので、これもちょっとわかりづらい部分があるのですが、基幹保育所6カ所で重点集約をして、さまざまな公立としての得意分野である連携だとか色々な在宅子育て支援もやっていこうというのが基幹保育所という意味でございます。

○会長 済みません。大分ちょっと時間が押していますので、ここらで次に行きたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。それではどうもありがとうございました。

続きますとあと2課ですね。それでは年金保険課の方からお願いします。

○担当課 私たちがこちらに「特別会計の健全な運営」ということで、国民健康保険特別会計を扱っておりますので、こちら、提案させていただいております。国民健康保険というのは、昭和30年代に確立されまして、国民皆保険ということで、民間の会社ですとかで加入しています社会保険制度、それから公務員の共済制度、それを補完する形で最後の砦的存在で国民健康保険というのが確立されました。

当初は、今農林水産業の第一次産業が中心でして、当時は所得も高く、年金生活者とかはまだまだその時代は少なかったものですから、財政運営上成り立っていたのですけれども、それが昨今の少子高齢化でだんだん被保険者、加入者の方が高齢を迎えまして、これからは団塊の世代がますます高齢化ですね。団塊の世代の方がそちらへ移行してくるということで、財政基盤の脆弱性というのがここ数年ずっと課題として言われてきました。いつも加入者、被保険者の方から保険税をそれなりにいただいているのですが、それだけでは基盤が成り立たないということで、一般会計の方から繰入金を出してまして、それがもうずっとここ数年来、国保への繰り入れほどの程度だということで、いつもテーマに、話題になっておりました。

社会の方でも平成24年、25年ですか、社会保障制度がこのままでは将来成り立たな

いということで、国民会議というものが開かれまして、その中で国民健康保険制度は脆弱なのですけれども、将来に向かって残していかないといけない制度ですので、その財政基盤の脆弱性をどのように解決していくかということで、法改正がございまして、今度、来年度なのですけれども。

○会長 済みません。少し時間が押しているものですから、ここの4年間の内容に少し絞っていただいて。

○担当課 わかりました。それで、まずはこの国民保険制度を維持するためにはまずもって被保険者の方から保険税を約半分なのですけれども、いただかなければいけないということで、市税とあわせて保険税の収納向上計画ということで、この数年取り組んでまいりました。

収入面では保険税をできるだけ収納できるようにして、歳出面では、医療費の適正化ということで、もう一度見直しをしまして、レセプト点検ですとか、あとは2年前にデータヘルス計画を策定しまして、その中で、低コストで医療費が抑えられる取組を歳出面ではしてきております。

まずもって、課題というか、収納率を上げるということと、歳出面では特定健康診査、メタボ診断を行って、早期のうちにあまり医療費がかからないうちに手当をするということで、その2点を重点的に取り組んできました。

今後の見通しとしましては、収納面では収納のチャンネルを増やして、コンビニでの収納取り扱いをしたりですとか、これから、マルチでチャンネルを増やして色々な環境を整えて、納めやすい税金というのですか、税金ができるだけ無理なく納められるようにそういった面で改善をして、今後も歳出面ではデータヘルス計画も来年見直しの年ですので、その中で効果的な事業を行って、収入では収納率を上げて、支出の面では、医療費をできるだけ抑えてということで、足りない分はやはり一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ないのかなということがあるのですけれども、そのような今後になると思われま

○会長 ありがとうございます。最初にちょっと基本的なことを伺いますけれども、平成32年度の新たな収納方法実施というのは、これは具体的には何を想定されているのでしょうか。

○担当課 新しい収納方法に関しては、今関係課と調整中ではございますが、クレジット収納、ペイジーといった新たな収納で収納チャンネルを増やして率を上げたいと思っております。

以上です。

○会長 それは、もう少し、今言ったのは、例えば、クレジット収納という表現でここに書くと、何か不都合があるのですか。

○事務局 ちょっと補足なのですが、こちら今の国民健康保険の関係の個別プランは、主に歳出の面で書いておりまして、歳入の部分がちょうど次の9ページのところの市税とあわせまして国民健康保険税になりますので、そちらで詳しく時期等も含めまして、クレジット収納等の内容も記載しているという状況です。

○会長 分かりました。済みません。では、今この説明がありました国民健康保険につきまして。委員どうぞ。

○委員 これ、私は見てちょっとびっくりしたのですけれども、国民保険税収納率が76.8%と書いてありますよね。ということは4人の1人が滞納、未納ということになりますよね。ちょっと信じられない数字で、この未納の分を一般会計から繰り入れて補填するなんてちょっと考えにくいのですけれども。この健康保険制度からすると、滞納者に被保険者の資格をとるとかそういうことはできないのだろうと思うのですよね。そうすると、収益率を上げる、収納率を上げるしかないわけですよ。すると、収納率を上げる手段として、ちょっとクレジット収納とかそんな生やさしいことでは4人の1人のこれだけの数字をカバーできないのではないかなと思って。例えば、もう色々な方法があると思うのですけれども、シルバー人材センターに誰か頼んで、NHKの未納者の回収みたいに回ってとるとか、何かしていかないとちょっとやそつではこの収納率の現状って言葉で言っても解決しないのではないかと思うのですけれども、いかがなのでしょう。心配になりますけれども。

○担当課 今の収納率の関係なのですけれども、こちらにも収納率の現状値で出しておりますのは、現年課税分と、滞納繰越分をあわせました合計の収納率ということになっておるのですけれども、現在、28年度でいきますと、現年の課税分の収納率としましては、今93.3%というところになっておりまして。

○委員 そうですか。

○担当課 ただ、滞納繰越分がまだ残っているというところがありますので、こういった合計を出しますと76.8という数字になっております。ただ、この数字を33年度になりますけれども、90%というところに持っていきたいと考えております。

今滞納の対策といたしましては、やはり現年課税分というのはどうしてもその年のもの

になりますので、まずその年のものをその年に払っていただくという、納期内納付というのですか、そういったところが一番重要になってきますので、まず、現年課税分の収納率をしっかりと上げつつ、滞納繰越分に対しても強化を図っていくという形を考えております。

先ほど申し上げました、クレジット収納ですとか、ペイジー収納というのは、収納率というよりも、納付環境を整備していくということで、ちょっとまた別の視点にはなるかとは思いますが。直接クレジット収納ですとか、ペイジーというものというのは、それが端的に収納率にというところとはまた違っていて、まずは市民サービスの向上ということで、収納の選択肢の幅を広げていくという観点から入れさせていただいたものでございます。滞納対策の中では、先ほどのお話に出ましたけれども、電話催告、文書催告のほかにも、最終的には差し押さえ処分という処分をこちらの方も実施しているところでございますので、その辺も、払えるのに払わないという人に対して、十分厳しく取り組んでいきたいと考えております。

○委員 被保険者の資格を外すとか、そんなことはしてはいけないのですよね。そうすればゼロになりますよね。そういう人はもう外れるわけだから。そんなことをしてはいけないのかな。

○担当課 国保の場合には、皆保険制度になりますので、しかも、他の保険に入るものがない方が入る制度になっておりますので、国保の資格をなくすということはできません。

○委員 できないのですね。

○担当課 できません。ただ、短期証、資格者証というのがありまして、短期証というのは通常ですと2年間保険証の方は資格期間がありますけれども、これは期間を短くして半年とか3カ月で、その都度、市役所とコンタクトをとらなければいけないような方法をとったり、あとは資格者証といいまして、資格はあるけれども、保険証としての効果といいますか、通常ですと、自己負担分は病院に行った時に3割とか1割という形になっていきますけれども、資格者証ですと、10割を一旦払わなければいけない。ただ、後で市役所の方で申請すれば、3割の方なら3割自分の分は返ってくる。7割ですね。7割分は返ってくるというような、そういう形のものはございます。ただ、資格を全くなくすということはいけません。

○委員 そうですか。

○会長 それでは、ここの件についてはよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

した。

それでは最後の項目になりますが、納税課から説明をお願いします。

○担当課 「公平かつ適正な収納事務」ということで、納期内納付を目標とし、極めて細かな納税相談を早期に図り、滞納処分のほか、新たな収納方法で収納率が向上する環境、設備を整え、健全な財政運営が行えるよう、取り組む姿勢で進めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。それで、クレジット収納の、具体的に導入するというめどはついているわけですか。

○担当課 ただいま関係部署と調整をしているところでございますが、システムの入替え時期が平成32年になっておりますので、32年に向けて準備を今しているところでございます。

○会長 それは当然経費の方になると思うのですが、どれぐらい経費などはかかる予定なのでしょう。

○担当課 現在、具体的な数字はちょっとまだ出せていない状況でございますが、まだ市全体としてクレジット収納をやる機関が納税課以外にもあるものですから、全体を通して金額の方はこれから積算したいと思っております。

○会長 財政課の方は大丈夫なのですか。

○事務局 まずしっかりと担当課で積算していただいて、その後に財政課として全体のバランスをとる中で考えていくということになると思います。個別プランの中に構築準備、構築実施策ということで、手順を踏んで計画として書いていますけれども、もし万が一、本市の財政状況上、費用対効果が薄いのではないかとというような、複数年の検討期間の間に、そのような方向性が見えた場合には、それなりの見直しというのは計画期間内であっても図られることになるのだろうとは思っていますが、しっかりとした計画を立てただけのもの期待しております。

○会長 クレジット収納というのは、これまでの計画の中では、プランとかの中では既に取り込んでいるのですか。現行の推進プランとか。

○事務局 現行の中には、クレジット収納という言葉は特に入れてございませんので、ありません。

○会長 今回初めて表に出すというか、行政計画ベースでは初めて出すということになる

わけですか。

○事務局 はい。

○会長 そうすると、さっき費用対効果の話がありましたけれども、クレジット収納による増収効果などはどういうふうに、ある程度はじいているのですか。

○担当課 現在、費用対効果がどれだけ出るかというところを、関係課等を含めまして今積算をとっているところをございまして、具体的な数字はちょっと出ていないのですけれども、今後、そういったものを出していきたいと思っております。

○会長 そうですか。前向きなところはいいと思うのですけれども、費用と効果、両方をこれからで32年度実施と位置付けて大丈夫なのですか。

○担当課 よろしいでしょうか。費用対効果というところなののですけれども、実際、費用の効果については試算するところなののですけれども、先ほども申しあげました納付環境の整備というところになりまして、最終的には納付しやすいチャンネルを増やしていきまして、現在、口座振替ですとか、銀行の窓口の支払いですとか、あとコンビニエンスストアの支払い等があるのですけれども、若干、コンビニエンスストアは24時間対応しているのですが、金額については30万円が上限となってしまうたり、あと実際にコンビニまで足を運んでいただいたり、現金を持ち歩いていただいたりというところもある中で、市民の方からですとか、また議会の方からもクレジット収納等のご意見をいただいているところをございまして。クレジット収納につきましては、ご承知のとおり、今お支払いの、他のお買い物等のお支払いについてはかなりクレジットでお支払いいただく方も多くなっている状況もございまして、また一括払いではなく、分割払い等にもクレジットについては対応ができるというところもありますので、実際利用される方にとっては利便性が向上するとは考えてございます。

あと、ペイジー収納につきましては、ATM等で並ばずにATMに納付書を入れていただいでそのままお支払いが済んでしまうとか、あとインターネットバンキング等を活用して、お支払いができるというようなところもございまして、先ほど申しあげましたお支払いに行く、足を運ばずに手続きができたり、あと、高額なお金を持ち歩かなくて済んだりというメリットがございまして、そういったところもしっかりとお話しさせていただいて、また経費等の部分も十分に検証させていただきたいと考えております。

○会長 今度、もし計画で初めて打ち出すとすると、やはり非常に重要な話だと思うのですが、例えば、納税課が中心となって関係課と協議する協議会の場を庁内で設けていると

か、あるいは有識者から話を聞いているとか、東京都の26市の状況を整理して、それができる限り、全体がそう進んでいるのであれば、それにおくれなく取り組んでいくとか、そういう検討というのはされているのですか。

○担当課 今、庁内におきましては、先ほど申し上げたシステムを統括する部門と、あと収納いたします出納課と今協議を進めているところでございまして、この後、どうしても税が一番収入としては大きい部分になりますので、今その傘下で協議をしているのですけれども、今後ほかの収入科目等、多々ございますので、そういった部門も含めて説明会等から始めていく形になるかと思っております。

あと26市の状況なのですけれども、今現在把握しております26市の状況を言いますと、ペイジーの収納が4市で、クレジットは6市だったと思います。

○会長 4市と6市。

○担当課 はい。クレジットが今年から開始された部分を含めてなのですけれども、6市と伺っております。

○会長 事務局の方の見解も伺いたいのですが、要は「32年実施」とまで書けるのかどうか、費用と効果の差の積算がこれからということであれば。

○事務局 先ほど担当課の方から説明がございましたとおり、必ず収納分、いわゆる効果分が費用よりも上回るからやるという側面が全くないわけではないと思うのですが、むしろ市民サービスの向上という位置づけで進めるという考え方ではないかと捉えております。

この行財政改革推進プランにつきましては、冒頭、資料18の方でご説明をいたしましたけれども、歳出の削減ですとか、歳入の確保につながる項目、そういった項目がもちろんあるのですが、一方では、総合計画の行財政運営分野の中での施策を進めていく、場合によっては市民に求められる、今の時代に求められる市民サービスを向上していくという側面もございますので、ちょっとこちらの取組につきましては、そういった位置づけになっているのではないかと思っております。

なお、他の項目も含めてなのですけれども、基本的に計画に書きますので、実施、実現については、その方向性で進めていくという形ではあると思いますが、先ほど財政課長の方から答弁させていただきましたとおり、そのプロセスを踏んでいく中で状況が変わって難しいようであれば、場合によっては計画の時期の調整ですとか、そういったことは状況に応じて進行管理をしていく中で対応するというところもあるのではないかと思っております。

○会長 委員の意見をお伺いしたいと思います。

○委員 先ほどちょっとコンビニの時に、振り込める限度額ってお幾らっていいましたか。

○担当課 30万円です、1期当たりが。

○委員 いや、クレジットカードでも利用実績がないと、利用金額の限度額は大体30万円ぐらいかなと。もしそういうケースで、指定されたクレジットカードで既にお買い物されていたりすると、引き落とししたいのだけれども、限度額オーバーで引き落とせないといったケースもあるのかなとちょっと思ったので。そういう面での懸念もあるなというところの視点からです。

○委員 現状値を見ますと、収納率に96.8%、私、決算のカードを見させていただいているのですけれども、現年分では99.2%、滞納が27.1%ということで、24年から見ますと、毎年上がっているのですね。上がっているのですけれども、やはり滞納分が足を引っ張っているという状況で、この27%をどこまで伸ばしていくのかというところで、今までもこの4年間で3%ぐらい伸ばしている。それを今度27.1%からどこまで伸ばせるのか、そのためにクレジット収納にどれだけ費用をかけて、この27%をどこまで伸ばせるのかという、そんなところを考えると、果たして今までの方法だけ、さらに今やっている方法をもう少し続けるということもどうなのかなと思うのですけれども、それはもう今のやり方では限界だと収納課、納税課としては考えてらっしゃるのか。

○担当課 今言われました平成27年度の滞納繰越分の27.1%、28年度の滞納繰越の率が33.3%という形で、前年度比6.2%上がっている状態でございます。滞納繰越分に繰り越さないために、納付されていない現年分に対しまして、督促状、先ほども出ました督促状を送っても納付がない方に関しましては、電話催告、あとは自動音声での催告を行いまして、それでもだめな方に関しましては、差し押さえを行いまして、納税相談を、接触を図るために差し押さえをして分納等々の誓約をとって、なるべく繰り越しを行わない努力を今図っているところでございます。それにプラスで、自動で時間を気にせずにクレジット収納等々のチャンネルを増やした部分で収納率を上げて、滞納繰越分の金額を減らす努力をしまいたいと思っております。

○担当課 済みません。あとちょっと付け加えさせていただきますと、滞納繰越分を今徐々に圧縮をさせていただいているところなのですけれども、その滞納繰越分に影響しますが、現年課税分の収入未済額が翌年度の滞納繰越分に乗っかりますので、まずその現年課税分をいかに収納していくかというのが一番重要かと考えておりまして。そのために納期

内納付をしていただくというところが、直接率というよりも、そういった意識を持っていただいで取り組んでいくことが、最終的には率の方に影響してくるのではないかと捉えておりました、そのために納付環境というところもしっかり整備をしていくことが、最終的には現年課税分の収入未済の減少であったり、それが滞納繰越分の圧縮につながるというところも考えているところでございます。

○会長 今日のところは、実際の当局としてのお考えを伺ったということで、こういうスケジュールを進めていきたいというところは伺ったということにしたいと思います。また、具体的な答申でどういうふうに表示していくかについては、また答申の時に検討していければよろしいかと思えます。

では、一通り本日ヒアリングをしましたけれども、よろしいでしょうか。一応、ヒアリングについては以上で終了にしたいと思えます。どうも関係機関の方、ありがとうございました。

続いては、済みません。大分時間が押していますが、それでは本日の議題のその他でございしますが、その他でいいですか。

○事務局 本日お配りをさせていただきました参考資料10につきまして、前回までの審議でご審議いただいた個別プランの修正結果がございましたので、そちらにつきましてご説明をさせていただければと思えます。

それでは、前々回及び前回の会議でご審議いただきました個別プランのうち、主要な個別プランの修正内容等にきまして、説明いたします。恐れ入りますが、参考資料10「主要個別プランの修正内容 [その1]」をご覧ください。

はじめに、1ページのプラン番号1-1-4「様々な情報提供媒体の活用」でございしますが、こちらは第4回協議会におきまして、「もう少し具体的な実施内容を記載してほしい」とのご意見をいただきましたので、「過去の経緯」欄、「実施内容」欄及び「スケジュール」欄の記載内容を改めております。

続きまして、2ページのプラン番号2-4-3「内部評価制度等に即した事務事業の最適化の推進」でございしますが、こちらは第4回協議会におきまして、「新規・レベルアップ事業の検証制度についてももう少し具体的に記載できないか」とのご意見を頂いたことから、「実施内容」欄及び「スケジュール」欄に、指標及び目標値を事前に設定し、3年後に検証を行う旨を記載いたしました。

続きまして、3ページのプラン番号3-8-1「基幹システムの最適化による事務作業

の効率化及びコストの削減」でございますが、こちらは第4回協議会におきまして、「基幹システムという言葉がそもそも分かりにくい」、「既に基幹化したシステムや、今後の4年間でどのような分野のシステムを統合しようとしているのかがはっきりしない」といったご意見をいただきましたので、「めざす姿」欄に基幹システムの注釈を付したほか、「過去の経緯」欄や「実施内容」欄などの内容につきまして、詳細に記載するよう改めております。

なお、この個別プランに対しましては、「経費の削減目標を掲げられないか」とのご意見も頂きました。しかしながら、平成32年度からの運用開始に向けたシステムの構築や移行作業を平成31年度に予定しており、具体的な見込み額の積算時期が平成31年度予算編成に取り掛かる来年夏ごろとなるため、現時点では、具体的な削減目標額を掲載することは難しい状況でございます。

最後に、4ページのプラン番号2-10-2③「公共施設の駐車場の有料化」でございますが、こちらは前回の協議会におきまして、「可能か否かという観点ではなく、妥当性という表現の方が適当ではないか」とのご指摘を受けたことから、「実施内容」欄及び「スケジュール」欄の表現を修正しております。

なお、主要な個別プランではございませんが、前回の協議会におきまして、別途頂いたご質問やご指摘が2件ございましたので、回答をお伝えいたします。

1件目は、附属機関への公募委員の参加の関係でございます。前回の審議の中で「今後拡充していく際にターゲットとなりうる附属機関の資料を提出してほしい」との要請がございましたので、補足資料2といたしまして、現時点で公募委員が参加していない附属機関及びその理由を一覧にまとめております。なお、表の右側の「公募委員がいない理由」につきましては、各附属機関等の所管課による判定でございますので、今後は政策課の方で改めて検証を行い、公募委員の参加に向けて働きかけを強めていく予定でございます。

2件目は、ふるさと納税の関係でございます。寄附に関する個別プランの審議の中で、ふるさと納税の寄附金額の実績はお答えいたしました、「返礼品の購入費用や寄附控除による税額の減収分についても後ほど教えてほしい」とのご意見がございましたので、お答えいたします。平成28年度の実績でございますが、返礼品の調達費用は約9万2千6百円、寄附控除による税額の減収分は約1億6,350万円でございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。今追加のご説明をしていただきましたけれども、何か

この点について、よろしいですか。では、今の追加のご説明については以上にしたいと思います。

それでは最後にその他について、説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局から2点につきまして、お伝えいたします。

まず1点目は、次回の第7回会議の日程等の確認でございますが、10月3日火曜日の午後2時から、この部屋のお隣の第2会議室で開催いたしますので、ご出席くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点目でございますが、10月に開催を予定しております、最終回の第8回会議の日程につきまして、本日の会議終了後に、調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。今の説明について、何かご質問・ご意見はありますか。よろしいですか。それではないようですので、本日の議事としては終了したということで、検討協議会を終了したいと思います。長時間にわたり、お疲れさまでした。

——了——